

令和 8 年(2026 年)度向け

脱炭素に向けた支援制度

～中小企業等向けガイドブック～

STEP1 【知る】	脱炭素・カーボンニュートラルについて知る	P.1
STEP2 【測る】	自社の排出量等を把握する	P.3
STEP3 【減らす】	排出量等を削減する	
	(1) 省エネ設備を導入したい	P.6
	(2) 再生可能エネルギーを導入したい	P.16
	(3) エコカー等を導入したい	P.23
	(4) 住宅や建築物等の脱炭素化をしたい	P.29
	(5) その他	P.38

令和 8 年(2026 年)8 月(第 1 版)

尼崎市

脱炭素に向けた支援制度(令和8年(2026年)度向け第1版)

尼崎市は、地球温暖化による危機を市民や事業者の皆さまと共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。

2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、取組を進めています。

取組の一環として、「脱炭素に向けた支援制度～中小企業等向けガイドブック～」では、国や兵庫県、尼崎市における省エネ・地球温暖化対策のための補助金・減税等の支援制度をとりまとめています。

脱炭素経営に向けて、皆様の事業活動の一助としてご活用ください。

なお、本ガイドブックの内容は令和8年(2026年)8月現在のもので、今後変更となる場合があります。また、ご覧になられた時点で募集期間を過ぎている場合であっても、2次公募や追加募集等が行われる場合もありますので、最新情報や詳細については各制度のホームページ等で直接ご確認ください。

尼崎市公式ホームページでも、現在公募中の、
脱炭素に向けた支援制度などをまとめています。

(尼崎市ホームページ) 脱炭素に向けた支援メニュー等



目次における【行政機関名】
 経...経済産業省(含:NEDO等)による支援制度
 環...環境省による支援制度
 国...国土交通省による支援制度
 県...兵庫県による支援制度
 市...尼崎市による支援制度
 ー...その他支援制度

カテゴリー	事業名	ページ	支援対象		行政機関名
			事業主等	法人・個人等	
【知る】	カーボンニュートラル相談窓口	1	●		経
	カーボンニュートラルに係る情報サイト(1)	1	●		環、経
	カーボンニュートラルに係る情報サイト(2)	2	●		経
	ひょうご脱炭素経営スクール	2	●		県
【測る】	エネルギー利用最適化診断等事業	3	●		経
	地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業	3	●		経
	デジタル化・AI導入補助金2026(通常枠)	4	●		経
	排出量等算定ツール	4	●		環・経
	GHG排出量算定サービス導入補助金	5	●		県
	GX診断補助金	5	●		県
【減らす】	Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	6	●		環
	(1) SHIFT事業 (脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業)	6	●		環
	ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業(新事業進出・ものづくり商業サービス補助金)	7	●		経
	令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金(工場・事業場単位型)	7	●		経
	令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金(設備単位型)	8	●		経
	運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業	8	●		経

カテゴリー	事業名	ページ	支援対象		行政機関名
			事業主等	法人・個人等	
【減らす】 (1) 省エネ設備導入等	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	9	●		環
	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	9	●		環
	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業	10	●		環
	カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業	10	●		環
	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	11	●		経
	中小企業経営強化税制（A類型）	11	●		経
	中小企業投資促進税制	12	●		経
	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業）	12	●		環
	環境・エネルギー対策資金（GX関連）	13	●		—
	令和8年度 事業応援貸付「脱炭素・環境保全貸付」	13	●		県
	GX・DX 促進設備貸与制度	14	●		県
	小規模企業者等設備貸与制度	14	●		県
	カーボンニュートラル支援専門家派遣事業	15	●		県
【減らす】 (2) 再生可能エネルギーの導入	脱炭素経営支援事業	15	●		市
	ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業	16	●		環
	GXサプライチェーン構築支援事業	16	●		経
	再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金	17	●		経
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、ストレージバリエティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	17	●		環
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	18	●		環

カテゴリー	事業名	ページ	支援対象		行政機関名
			事業主等	法人・個人等	
【減らす】 再生可能エネルギーの導入	(2) 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、データセンターのゼロエミッション化・地域強化促進事業	18	●		環
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち新手法による電力融通モデル創出事業	19	●		環
	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	19	●		環
	再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業	20	●		経
	事業者用太陽光発電の共同調達支援事業	20	●		県
	自家消費型非住宅用太陽光発電設備導入補助事業	21	●		県
	兵庫県住宅用太陽光発電等の共同購入支援事業	21	●	●	県
	自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業	22		●	県
	太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業(10kW以上)	22	●		市
【減らす】 エコカー等導入	CEV補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	23	●	●	経
	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金	23	●	●	経
	商用車等の電動化促進事業	24	●		環
	(3) 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティ導入促進事業)	24	●		環
	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	25	●		環
	産業車両等の脱炭素化促進事業	25	●		環
	地域物流脱炭素化促進事業	26	●		国
	燃料電池バス・トラック導入促進補助事業	26	●		県
	水素ステーション整備費補助事業	27	●		県
	運送事業者へのゼロエミッション車普及促進補助事業 (緑ナンバー:電気バス・トラック)	27	●		県

カ テ ゴ リ	事 業 名	ペ ー ジ	支 援 対 象		行 政 機 関 名
			事 業 主 等	法 人・ 個 人 等	
(3)	尼崎市グリーンビークル導入補助制度	28	●		市
【減らす】 住宅、建築物等の脱炭素化	給湯省エネ2026事業（住宅省エネ2026キャンペーン）	29	●	●	経
	先進的窓リノベ2026事業（住宅省エネ2026キャンペーン）	29	●	●	環
	みらいエコ住宅2026事業（住宅省エネ2026キャンペーン）のうち、住宅の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅）	30	●	●	国
	みらいエコ住宅2026事業（住宅省エネ2026キャンペーン）のうち、既存住宅のリフォーム	30	●	●	国
	既存住宅の断熱リフォーム支援事業	31	●	●	環
	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業	31	●	●	経
	戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（戸建住宅のZEH化・省CO2化促進事業）	32	●	●	環
	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業	32	●		環
	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	33	●		環
	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	33	●		環
	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、サステナブル倉庫モデル促進事業	34	●		環
	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）	34	●		環
	戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）	35	●	●	環
	住宅・建築物省エネ等改修推進事業	35	●	●	国
	既存建築物省エネ化推進事業	36	●		国
	賃貸集合給湯省エネ2026事業（住宅省エネ2026キャンペーン）	36	●	●	経
	住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度（住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資）	37		●	県
	子育て世帯等の新築・中古戸建住宅取得補助	37		●	市

カ テ ゴ リ	事業名	ペ ー ジ	支 援 対 象		行 政 機 関 名
			事 業 主 等	法 人・ 個 人 等	
【減らす】	J-クレジット制度	38	●		—
	関西エネワ（Jクレジット制度の活用）	38	●	●	市
	地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業 （省エネ行動であま咲きコインをためよう）	39	●	●	市
	給水機設置によるマイボトル普及促進事業	39	●		市
	SDGs企業登録事業	40	●		市

STEP1【知る】脱炭素・カーボンニュートラルについて知る

事業名	カーボンニュートラル相談窓口	行政機関名	経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談		
支援内容	＜対象者＞ カーボンニュートラルに取り組む中小企業・小規模事業者 ＜相談形態＞ 対面又はオンライン会議システム（Zoom・Microsoft Teams）での相談 ＜相談時間＞ 平日 9 時 00 分～17 時 00 分（1 回 1 時間／相談窓口開設日は地域本部によって異なります。） ＜費用＞ 無料 ＜申込方法＞ 以下の URL 記載の申込フォームから申し込み。（事前予約制） https://www.smrj.go.jp/contact/keiei_08/index.php		
お問合せ	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課 電話：03-5470-1564 https://k-sindan.smrj.go.jp/information/15		

事業名	カーボンニュートラルに係る情報サイト(1)	行政機関名	環境省・ 経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	カーボンニュートラルに係る各種情報サイトを紹介		
支援内容	＜内容＞ (1) <u>グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム</u> 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/ (2) <u>環境省温室効果ガス排出削減等指針</u> 事業活動・日常生活について、削減対策の情報を網羅的に整理 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/ (3) <u>環境省脱炭素ポータル</u> 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/private-sector/ (4) <u>環境省 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）</u> 脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について活用事例等を掲載 https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/ (5) <u>環境省 ZEB PORTAL</u> 建築物の脱炭素化に役立つ情報を発信（説明会・補助金・事例等） https://www.env.go.jp/earth/zeb/		
お問合せ	上記各 URL		

STEP1【知る】脱炭素・カーボンニュートラルについて知る

事業名	カーボンニュートラルに係る情報サイト(2)	行政機関名	経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	カーボンニュートラルに係る各種情報サイトを紹介		
支援内容	<内容> (1) 経済産業省 中小企業等における CN 対策 中小企業が CN に取り組むにあたって役立つ情報を発信 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html (2) 今日から始めよう！カーボンニュートラル カーボンニュートラルに取り組むメリットや事例を紹介 https://cn-basic.smrj.go.jp/ (3) 中小企業基盤整備機構カーボンニュートラルチェックシート カーボンニュートラル実現に向けた取組事例を、ステップ毎に整理 https://j-net21.smrj.go.jp/solution/chusho_sdgs/carbonneutral/checksheet.html (4) 中小企業基盤整備機構 J-Net21（支援情報ヘッドライン） 国・地方公共団体の支援策やセミナーなどの情報をまとめて検索 https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html		
お問合せ	上記各 URL		

事業名	ひょうご脱炭素経営スクール	行政機関名	兵庫県
募集期間	～令和 8 年(2026 年)7 月 27 日（定員に空きがある場合、講座開始まで申込を延長）		
事業概要	県内中小事業者等が、脱炭素経営ポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学び、行動に繋げるための伴走支援		
支援内容	<対象者> 兵庫県下に立地し、脱炭素経営に 1 歩踏み出したい事業者 <対象者数> ・一般コース 40 社程度（ステージ 1・ステージ 2）：40 社程度 ・SS コース：10 社程度 <内容> ・一般コース（ステージ 1）：計 4 回 ・一般コース（ステージ 2）：計 4 回 ・SS コース：計 3 回 <講座受講料> 無料		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3273 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/press/20260608.html		

STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

事業名	エネルギー利用最適化診断等事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	診断メニューによって期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	約1日の診断で、工場・ビル等全体のエネルギーのムダを確認。さらに希望があれば、「ステップアップ診断（旧IoT診断）」でデータに基づく詳細な診断を受けられる。		
支援内容 (1) (2)  (3) 	<診断機関> （一財）省エネルギーセンター （エネルギー管理士等の資格や同等の力量、診断経験を有し、同センターに登録された「エネルギー使用合理化専門員」） <診断費用（税込）> (1) 省エネ最適化診断：事業所の規模や年間エネルギー使用量目安（原油換算）に応じて、以下の診断メニューから決定 ※（）内は専門家人数 【】内は年間エネルギー使用量目安（原油換算） a) クイック診断【100kL未満】（診断（1人））※説明会なし：9,460円（税込） b) ベイシック（A/B/大規模診断：事業所の規模を問わず幅広く利用できる総合診断メニュー ・A診断【300kL未満】（診断（1人）+説明会（1人））：12,760円（税込） ・B診断【300kL～1,500kL未満】（診断（2人）+説明会（1人））：20,240円（税込） ・大規模診断【1,500kL以上】（事前打合せ（2人）+診断（2人）+説明会（2人））：30,470円（税込） (2) データプラス診断：通常の省エネ最適化診断にスマートメーターのデータを活用・分析を組み合わせた診断サービス ・データプラスA【300kL未満】（事前打合せ（1人）+診断（1人）+説明会（1人））：16,170円 ・データプラスB【300kL～1,500kL未満】（事前打合せ（1人）+診断（2人）+説明会（1人））：23,760円 (3) ステップアップ診断：省エネ最適化診断実施後、更に深堀したい場合に受診可 事前打合せ + 計測（※） + 診断 + 結果説明会：事業所の規模によらず一律：19,690円（税込） （※）計測データがない場合、計測を実施します。		
お問合せ	一般財団法人省エネルギーセンター (1) (2) 省エネ最適化診断・データプラス診断 https://www.shindan-net.jp/service/shindan (3) ステップアップ診断 https://www.shindan-net.jp/service/stepup		

事業名	地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	登録診断機関または地域の省エネお助け隊にご確認ください。		
事業概要	省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目の提案をします。また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組を一緒に進めていくためのサポートをします。		
支援内容 	<内容> (1) ウォークスルー診断 設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案 ①工場・事業所全体プラン：16,016円（税込）～51,051円（税込） ②設備単位プラン（1設備）：6,006円（税込）、（2設備）：12,012円（税込） (2) IT診断 計測機器で取得したデータを活用し、設備やプロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、省エネ対策を提案 費用：上限220,000円（税込） (3) 伴走支援 更新設備の仕様検討、補助金等の申請サポート、設備導入後の効果検証・定着支援等、省エネ・再エネ取組を幅広くサポート 費用：上限51,051円（税込）		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 事務局直通：03-5565-3970 https://sii.or.jp/shindan07r/		

STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

事業名	デジタル化・AI 導入補助金 2026（通常枠）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和 8 年(2026 年)3 月 30 日～令和 8 年(2026 年)6 月 25 日(2 次締切) 令和 8 年(2026 年)3 月 30 日～令和 8 年(2026 年)7 月 21 日(3 次締切) ～令和 8 年(2026 年)8 月 25 日(4 次締切)		
事業概要	CO ₂ 排出量算定ツールやエネルギーマネジメントシステムなど IT ツール導入費用の一部を補助		
支援内容	<対象者> 中小企業・小規模事業者等 <補助率> 1/2～2/3※以内 ※令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの間で 3 か月以上、令和 7 年度改定の地域別最低賃金未滿で雇用している従業員が全従業員の 30%以上であることを示した場合の補助率 <補助上限額> ・1プロセス以上 : 150万円 ・4プロセス以上 : 450万円 <対象経費> ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大 2 年分）、導入関連費等 		
お問合せ	TOPPAN 株式会社 https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/normal/		

事業名	排出量等算定ツール	行政機関名	環境省・経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	エクセルやシステムを使って排出量を把握するサイトを紹介		
支援内容	<内容> (1) <u>日本商工会議所 CO₂チェックシート</u> 日本商工会議所が無料で提供するエクセルにエネルギー使用量を入力することで、排出量を自動計算できるツール。 https://eco.jccci.or.jp/checksheet (2) <u>EEGS</u> 環境省が無料で提供している特定排出者以外の事業者も自らの温室効果ガス排出量を算定し、また、任意でその結果を公表できるツール。 https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login (3) <u>民間事業者のツール</u> 経済産業省が「中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプラン」の登録者の中で、温室効果ガス排出量の算定ツールを提供している事業者を紹介。事業者の詳細は登録リストの「温室効果ガス排出量算定ツール提供」の欄をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html   		
お問合せ	上記各 URL		

STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

事業名	GHG 排出量算定サービス導入補助金	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和 8 年(2026 年)4 月 1 日～令和 8 年(2026 年)12 月 18 日		
事業概要	温室効果ガス（GHG）のサプライチェーン排出量の把握並びに削減に資する「排出量算定サービス」を導入する中小事業者に対し、その費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 未満の事業所のみを設置・管理する事業者 ＜対象サービス＞ 事業者の温室効果ガス排出量の把握並びに削減に資する以下のシステム※ ・ Scope1 および Scope2 を対象とするもの ・ Scope1、Scope2 および Scope3 を対象とするもの ※令和 8 年 4 月 1 日以降に算定サービスの利用を開始し、利用開始日から 30 日以内に申請したものに限る ＜対象経費＞ ・ システムの月額使用料（年間契約等で一括払いの場合は、按分により算出した月額相当額が対象） ※ 補助対象事業の利用開始日の属する月から令和 9 年 3 月までの期間 ※ 3 か月以上継続した月額使用料に限る（初期導入費用は除く） ※ 令和 9 年 3 月 18 日までに支払いが完了しているもの ※ 消費税及び地方消費税の額は除く ＜補助金額＞ 補助対象経費の 1/2(上限 1 万円/月)		
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第 2 課(兵庫県環境部環境政策課内) 電話：078-362-3284 https://www.eco-hyogo.jp/global-warming/ghgsantei2023/		

事業名	GX 診断補助金		行政機関名	兵庫県																			
募集期間	令和 8 年(2026 年)5 月 1 日～令和 9 年(2027 年)1 月 29 日																						
事業概要	省エネ診断に係る受診費用の一部を補助																						
支援内容	<対象者> ひょうご産業 SDGs 推進宣言企業（認証企業含む） <対象> 2026 年 4 月 1 日～2027 年 1 月 29 日に受診し、完了した次の①、②のいずれかの省エネ診断に係る受診費用 ①（一財）省エネルギーセンターが提供する『省エネ最適化診断』 ②省エネお助け隊が提供する『省エネ診断』 <補助率等> <table><thead><tr><th>診断名</th><th>区分</th><th>料金(税抜)</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">①省エネ最適化診断</td><td>A診断(300kL未満)</td><td>11,600円</td><td rowspan="6">1／2</td></tr><tr><td>B診断(300kL以上1,500kL未満)</td><td>18,400円</td></tr><tr><td rowspan="4">②省エネ診断</td><td>設備単位プラン(1設備)</td><td>5,460円</td></tr><tr><td>設備単位プラン(2設備)</td><td>10,920円</td></tr><tr><td>300kL診断プラン(300kL以下)</td><td>14,560円</td></tr><tr><td>1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)</td><td>20,020円</td></tr></tbody></table> 				診断名	区分	料金(税抜)	補助率	①省エネ最適化診断	A診断(300kL未満)	11,600円	1／2	B診断(300kL以上1,500kL未満)	18,400円	②省エネ診断	設備単位プラン(1設備)	5,460円	設備単位プラン(2設備)	10,920円	300kL診断プラン(300kL以下)	14,560円	1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)	20,020円
診断名	区分	料金(税抜)	補助率																				
①省エネ最適化診断	A診断(300kL未満)	11,600円	1／2																				
	B診断(300kL以上1,500kL未満)	18,400円																					
②省エネ診断	設備単位プラン(1設備)	5,460円																					
	設備単位プラン(2設備)	10,920円																					
	300kL診断プラン(300kL以下)	14,560円																					
	1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)	20,020円																					
お問合せ	ひょうご産業活性化センター 成長支援課 電話：078-977-9117 https://web.hyogo-iic.ne.jp/sdgs/information/gx2026																						

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	Scope3 排出量削減のための企業間連携による省 CO ₂ 設備投資促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年(2026 年)7 月 30 日～令和 8 年(2026 年)9 月 4 日(第 1 期締切) 令和 8 年(2026 年)10 月 9 日(第 2 期締切) 令和 8 年(2026 年)11 月 13 日(最終締切)		
事業概要	バリューチェーン内の代表企業が複数の中小企業等と連携して行う、省CO ₂ 設備の導入を支援		
支援内容	 <対象者> 民間事業者・団体 <主な補助要件> ・代表企業が「GX 率先実行宣言」を行っていること ・代表企業の Scope3 削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が本事業実施後の連携企業の CO₂ 排出量について合意※1 を行っていること ※1 代表企業が大企業の場合は連携企業 2 者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業 1 者以上と合意を行うこと <補助対象設備> 現在の設備に対して 30%以上※2 の省 CO₂ 効果が見込める設備の導入 ※2 本事業で導入する設備全体で 30%以上の省 CO₂ 効果を満たすこと ただし、大企業 30%以上、中堅企業は 20%以上、中小企業は 10%以上の省 CO₂ 効果を満たすこと <補助率> (1) 中小企業 : 1/2 (2) 大企業 : 1/3 (「GX 率先実行宣言」を行い、かつ、対策により CO₂ 排出量を 3,000t-CO₂/年以上削減する場合の補助率は 1/2) <補助上限額・事業期間> 15 億円(1 事業者につき)、最大 3 カ年		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会 https://rcespa.jp/		

事業名	SHIFT 事業 (脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO ₂ 化加速事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年度事業 : (1) 令和 8 年(2026 年)6 月 12 日～令和 8 年(2026 年)7 月 15 日(1 次公募) 令和 8 年(2026 年)8 月 26 日(2 次公募)、(2) 令和 8 年(2026 年)6 月 12 日～令和 8 年(2026 年)8 月 26 日		
事業概要	工場・事業場における脱炭素化に向けた取組を推進し、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者を支援		
支援内容	 <対象者> 民間事業者・団体 <補助対象事業> (1) 省 CO₂ 型システムへの改修支援事業 中小企業等における CO₂ 排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO₂ 排出量を工場・事業場単位で 15%以上又は主要なシステム系統で 30%以上削減する設備導入等を支援する事業(3 年以内) (2) DX 型 CO₂ 削減対策実行支援事業 DX システムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省 CO₂ 化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援する事業(2 年以内) <補助率等> (1) 1/3、補助上限 : 1 億円または 5 億円 (2) 3/4、補助上限 : 200 万円		
お問合せ	一般社団法人温室効果ガス審査協会 https://www.gaj.or.jp/eie/shift/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業（新事業進出・ものづくり商業サービス補助金）		行政機関名	経済産業省														
募集期間	令和8年(2026年)6月29日～令和8年(2026年)10月30日(第1回公募)																	
事業概要	中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資に係る費用の一部を補助																	
支援内容	 <table><thead><tr><th></th><th>枠・類型</th><th>補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">新事業進出・ものづくり商業サービス補助金</td><td>革新的新製品・サービス枠</td><td>5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)</td><td>1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）</td></tr><tr><td>新事業進出枠</td><td>20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)</td><td>1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ</td></tr><tr><td>グローバル枠</td><td></td><td>2/3</td></tr></tbody></table>					枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合	補助率	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ	グローバル枠		2/3
	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合	補助率															
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）															
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ															
	グローバル枠		2/3															
お問合せ	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 https://shinjigyou-monodukuri.smrj.go.jp/																	

事業名	令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（工場・事業場単位型）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和8年(2026年)6月1日～令和8年(2026年)7月9日		
事業概要	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や省エネ設備・機器の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	 ＜対象者＞ 国内の法人及び個人事業主 ＜補助対象事業及び補助率等＞ (Ⅰ)工場・事業場型 予め指定された先進設備・システム、設計を伴うオーダーメイド型設備、高効率な設備として登録及び公表した指定設備などを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業 (a)先進枠：中小企業 2/3 大企業 1/2 (b)一般枠：中小企業 1/2 大企業 1/3 (c)中小企業投資促進枠：中小企業 1/2 (d)サプライチェーン連携枠：中小企業 1/2 大企業 1/3 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型 EMSの導入を補助する事業 中小企業：1/2、大企業：1/3		
お問合せ	一般社団法人 環境共創イニシアチブ事業第1部 (Ⅰ)工場・事業場型(a)先進枠：03-5565-3840 (b)一般枠/ (c)中小企業投資促進枠：03-5565-4463 (d)サプライチェーン連携枠：03-5565-4463 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型 電話：03-5565-4773 https://sii.or.jp/koujou07r/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金（設備単位型）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和8年(2026年)6月1日～令和8年(2026年)7月9日		
事業概要	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 国内の法人及び個人事業主 ＜補助対象事業及び補助率等＞ (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型：SII があらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SII が補助対象設備として公表した指定設備を用いて、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業 改造：1/2 以内、新設：1/5 以内、上限額：3 億円 更新：1/2 以内、上限額：1 億円 (Ⅲ)GX 設備単位型／設備単位型 ①従来枠：SII があらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SII が補助対象設備として公表した指定設備へ更新する事業 1/3 以内、上限額：1 億円 ②メーカー強化枠：従来枠の事業要件に加えて GX 要件を満たしたメーカーの指定設備へ更新する事業 1/3 以内、上限額：3 億円 ③トップ性能枠：GX 要件を満たしたメーカーの設備のうち、SII が設置した第三者委員会が定めた「トップ性能基準」を満たす設備導入（更新・新設）する事業。 更新：1/2 以内、新設：1/5 以内、上限額：3 億円 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型 エネマネ事業者と契約し、SII に登録された「EMS 機器」を用いてより効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 中小企業 1/2 以内、大企業 1/3 以内 上限額：1 億円		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 (Ⅱ)電化・脱炭素燃転型：03-5565-3840(Ⅲ)設備単位型：0570-01-5116(ナビダイヤル) 042-303-0855(IP 電話等) (Ⅳ)エネルギー需要最適化型 電話：03-5565-4773 https://sii.or.jp/setsubi07r/		

事業名	運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	(1) 令和8年(2026年)7月1日～令和8年(2026年)7月10日(1次公募) 令和8年(2026年)7月29日～令和8年(2026年)8月7日(2次公募) (2) 令和8年(2026年)6月29日～令和8年(2026年)10月30日		
事業概要	貨物輸送等の省エネ化のための実証事業に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間企業等 (1) ＜補助対象事業＞ (1)トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業 配車計画・予約受付と連携した高度な車両管理や高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援する事業 (2)新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業 高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携した EV トラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援する事業 ＜補助率＞ (1) 定額、1/2 以内 (2) 1/2 以内		
お問合せ	(1)パシフィックコンサルタンツ株式会社/パシフィックリプロサービス株式会社 https://www.pacific-hojo.jp/2026r08/index.html (2)パシフィックコンサルタンツ株式会社/パシフィックリプロサービス株式会社 https://pacific-hojo.com/supply-chain/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和8年(2026年)4月24日～令和8年(2026年)5月25日		
事業概要	冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等 ＜補助率＞ 原則 1/3 ただし、「先進的な中小企業」に合致し、かつ審査時の得点順上位 20%以内の事業者は 1/2 ＜その他＞ ※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。 ※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外。 事業イメージ 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業 事業スキーム 国 → 補助 → 非営利法人 → 補助 → 事業者等 コールドチェーン 食品製造工場 → 冷凍冷蔵倉庫 → 食品小売店舗 脱炭素型自然冷媒機器の例 食品製造ラインのフリーザー × 中央方式冷凍冷蔵機器 × 冷凍冷蔵ショーケース 自然冷媒 × 省エネ・再エネ		
お問合せ	一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 https://www.jreco.or.jp/koubo_env.html		

事業名	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和8年(2026年)4月27日～令和8年(2026年)11月30日		
事業概要	中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等 ＜補助対象事業＞ - 最新型の高効率機器への改修事業 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量（CO₂排出量）を20%以上削減する改修事業 - 先進的省エネ型浄化槽への交換事業 30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量（CO₂排出量）を46%以上削減する交換事業 - 再生可能エネルギー設備の導入事業 上記(1)又は(2)の事業と併せて実施する再生可能エネルギー（太陽光発電など）の導入事業 ＜補助率＞ 1/2		
お問合せ	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 電話：03-3267-9757 https://www.zenjohren.or.jp/co2		

STEP3【減らす】排出量を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和8年(2026年)5月18日～令和8年(2026年)6月15日		
事業概要	廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO ₂ の削減・社会実装化に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、大学、研究機関等 ＜対象事業＞ (1)化石由来資源プラスチックを代替する省CO₂型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業 (2)プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省CO₂化実証事業 (3)廃棄物等バイオマスを用いた省CO₂型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業 (4)廃油のリサイクルプロセス構築・省CO₂化実証事業 ＜補助率＞ 1/3、1/2 事業イメージ 脱炭素型循環経済システムの構築		
お問合せ	一般社団法人日本有機資源協会 https://www.jora.jp/activity/datsutanso2/		

事業名	カーボンニュートラル社会構築に向けた ESG リース促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和8年(2026年)6月10日～令和9年(2027年)3月5日		
事業概要	中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、脱炭素機器の種類等に応じて総リース料の一定割合を補助		
支援内容	＜対象者＞ 個人事業主、中小企業等であって、バリューチェーン上の脱炭素化に資する取組を行っている者。 ＜対象機器＞ ・業務部門：熱源設備(※1)、厨房用設備、空調用設備、業務用冷凍冷蔵設備、医療画像機器 ・産業部門：建設機械、工業炉、鋳造機械、省エネダイカストマシン、エネルギー変換設備、工作機械、鍛圧機械、射出成形機 (※1)熱源設備のうち、高効率蒸気ボイラ及び高効率温水ボイラの都市ガス、LPガス以外は対象外 ＜補助率等＞ 機器の種類に応じて1%～4% ※先進的な取組を行うリース事業者及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大2%補助率を上乗せ。 事業イメージ ＜脱炭素機器の例＞ ボイラ、工作機械、空調用設備、冷凍冷蔵設備 等		
お問合せ	一般社団法人環境金融支援機構 https://esg-lease.or.jp/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	行政機関名	経済産業省																											
募集期間	(適用期限) 2026 年 3 月 31 日までに計画認定を受け、その認定を受けた日から同日以後 3 年を経過するまで																													
事業概要	産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 8%の税額控除（中小企業者等の場合は最大 10%）又は 30% の特別償却の措置																													
支援内容	改正概要 【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】 - 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※¹の場合は最大10%）又は30%の特別償却※¹を措置※²。 - 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※³がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。 <炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> <table><tr><th rowspan="2">企業区分</th><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>炭素生産性の向上率</th><th>税制措置</th><th>炭素生産性の向上率</th><th>税制措置（令和8・9年度）</th></tr><tr><td rowspan="2">中小企業者等</td><td>17%</td><td>税額控除14% 又は 特別償却50%</td><td>22%</td><td>税額控除10% 又は 特別償却30%</td></tr><tr><td>10%</td><td>税額控除10% 又は 特別償却50%</td><td>17%</td><td>税額控除5% 又は 特別償却30%</td></tr><tr><td rowspan="2">中小企業者等以外の事業者 ※連携企業へ取組支援をした場合</td><td>20%</td><td>税額控除10% 又は 特別償却50%</td><td>25% ※20%</td><td>税額控除8% 又は 特別償却30%</td></tr><tr><td>15%</td><td>税額控除5% 又は 特別償却50%</td><td>20% ※15%</td><td>税額控除3% 又は 特別償却30%</td></tr></table> <取組支援のイメージ> 特定大企業 基準年度排出量 取組支援 連携企業 ※4 排出量 サプライチェーン連携による排出削減 排出削減量 目標年度排出量 取組支援による排出削減量 排出量 ・取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となる必要がある。 ・一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。 ※3・・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。 ※4・・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。			企業区分	現行		改正後		炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）	中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除10% 又は 特別償却30%	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除5% 又は 特別償却30%	中小企業者等以外の事業者 ※連携企業へ取組支援をした場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は 特別償却30%	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は 特別償却30%
企業区分	現行		改正後																											
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）																										
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除10% 又は 特別償却30%																										
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除5% 又は 特別償却30%																										
中小企業者等以外の事業者 ※連携企業へ取組支援をした場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は 特別償却30%																										
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は 特別償却30%																										
お問合せ	経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室 電話：03-3501-1511 https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cn_zeisei.html																													

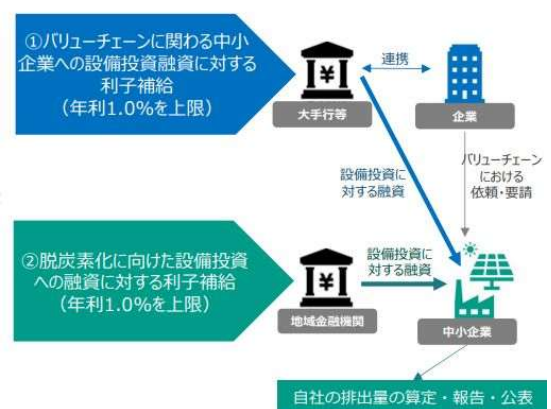
事業名	中小企業経営強化税制(A 類型)	行政機関名	経済産業省
募集期間	(適用期限) 令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日 (令和 8 年度末)		
事業概要	中小企業者等が、指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、一定の税額控除を選択適用可		
支援内容	<対象者> 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金又は出資金の額が1億円以下の法人など） <要件> - 生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか - 生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） - 中古資産・貸付資産でない、国内への投資であること等 <対象設備> 凡例：対象設備（最低価額/販売開始時期） - 機械装置 (160 万円以上/10 年以内) - 測定工具及び検査工具 (40 万円以上/5 年以内) - 器具備品 (40 万円以上/6 年以内) - 建物附属設備 (60 万円以上/14 年以内) - ソフトウェア (設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの (70 万円以上/5 年以内)) <控除率> 即時償却又は取得価額の 10% (資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%) の税額控除を選択適用可		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	中小企業投資促進税制	行政機関名	経済産業省
募集期間	(適用期限) 令和9年(2027年)3月31日(令和8年度末)		
事業概要	青色申告書を提出する「中小企業者等」が、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額に対する税額控除が選択適用可		
支援内容	＜対象者＞ 中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) 従業員数1,000人以下の個人事業主 ＜対象設備＞ ・機械及び装置(160万円以上/台) ・測定工具及び検査工具(120万円以上/台、40万円以上/台かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上) ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。 ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)・内航船舶(取得価格の75%が対象) ＜控除率＞ 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用可 (税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。) ＜その他＞ ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、 ④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター 電話: 03-6281-9821 https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.html		

事業名	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための 利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和8年(2026年)4月28日～令和8年(2026年)12月25日		
事業概要	金融機関が行うバリューチェーン全体の脱炭素に資する設備投資に対する融資に対し、その利子の一部を補給		
支援内容	＜対象者＞ 要件を満たす金融機関(詳細は指定金融機関公募要領に記載) ＜内容＞ (1)バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、当該バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資に対して、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給 (2)排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給		
お問合せ	一般社団法人環境パートナーシップ会議 https://epc.or.jp/		

事業イメージ



STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	環境・エネルギー対策資金（GX 関連）	行政機関名	—
募集期間	通年		
事業概要	温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーション（GX）に取り組むために必要な資金を融資		
支援内容	＜融資対象者＞ 温室効果ガス排出量を算定し、GX に取り組む方 ＜融資対象資金＞ GX推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および運転資金（温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等を含む。） ＜融資限度額＞ ・中小企業事業：7億2千万円（直接貸付）、1億2千万円（代理貸付） ・国民生活事業：7,200万円（うち、運転資金4,800万円） ＜融資要件＞ ・中小企業事業：非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方 ・国民生活事業：温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む方であって、次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) GXにかかる取組を開始した日の属する事業年度（設備投資を実施する場合にあっては設備の導入完了した日の属する事業年度）の翌事業年度から原則として5事業年度以内を目途に、炭素生産性の伸び率について年率平均1%以上が見込まれる方 (2) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における重要分野の課題解決に資する取組を図る方		
お問合せ	株式会社日本政策金融公庫 ・中小企業事業：https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html ・国民生活事業：https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html		

事業名	令和8年度 事業応援貸付「脱炭素・環境保全貸付」			行政機関名	兵庫県
募集期間	令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日～				
事業概要	中小企業の脱炭素経営や環境保全に資する設備の新設・更新等に必要な資金を融資				
支援内容	対象者	次の①②いずれかに該当する県内中小企業者			
		①脱炭素経営に積極的に取り組む以下のいずれかの者 ・「省エネ最適化診断」又は「省エネ診断」を受診した者 ・「エコアクション21」の認証取得事業者 ・「再エネ100宣言 RE Action」の参画事業者 ・「ひょうご脱炭素経営スクール」修了者 ・「ひょうご版再エネ100」の登録事業者		②環境保全に資する設備の新設・更新等(以下のいずれか)をしようとする者 ・太陽光発電等再生可能エネルギー設備 ・省エネルギー設備 ・公害防止設備等の設置、移転等 ・県条例に基づく工場緑化行為 ・燃料電池自動車、水素エンジン車、電気自動車 ・NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車からの買い替え	
		資金 対象者①の場合 設備資金※及び運転資金全般(ただし、脱炭素経営の趣旨に明らかに反すると認められる資金使途は対象外) ※設備資金には、リース料の全額又は一部を当初一括して支払う場合も含む		対象者②の場合 上記に要する資金(設備資金) ※設備資金には、リース料の全額又は一部を当初一括して支払う場合も含む	
	利 率	年1.35%(固定利率)	保証料率	原則として、兵庫県信用保証協会の信用保証が必要です。 基準料率から2割軽減措置あり。	
	融資期間	15年以内(うち据置2年以内)	限度額	1企業・1組合 2.8億円	
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3284 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/leg_256/leg_479				

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	GX・DX 促進設備貸与制度		行政機関名	兵庫県																
募集期間	通年																			
事業概要	エネルギー構造転換対策のGX(省エネを含む)、人手不足対策としてのDX等、中小企業の生産性向上や製品の付加価値向上を目的として導入する設備を、長期かつ固定損料(金利)で貸与																			
支援内容	<table><tr><th>区 分</th><th>G X ・ D X 促進設備導入推進事業</th></tr><tr><td>対 象 者</td><td>従業員300人以下の県内中小企業</td></tr><tr><td>資 金 使 途</td><td>G X ・ D X 等生産性の向上に資する新品の設備</td></tr><tr><td>貸 与 額</td><td>500万円～2億円</td></tr><tr><td>料 率</td><td>割賦：年利 1.5～2.75%</td></tr><tr><td>貸 与 期 間</td><td>3～10年(設備の法定耐用年数以内)</td></tr><tr><td>保証人・担保</td><td>原則不要(法人の場合は代表者保証が必要)</td></tr><tr><td>貸与目標額 (貸与原資)</td><td>6億円 { 県が1/3を活性化センターに貸付け、 残額をセンターが金融機関から借入れ }</td></tr></table> 〔貸付スキーム〕				区 分	G X ・ D X 促進設備導入推進事業	対 象 者	従業員300人以下の県内中小企業	資 金 使 途	G X ・ D X 等生産性の向上に資する新品の設備	貸 与 額	500万円～2億円	料 率	割賦：年利 1.5～2.75%	貸 与 期 間	3～10年(設備の法定耐用年数以内)	保証人・担保	原則不要(法人の場合は代表者保証が必要)	貸与目標額 (貸与原資)	6億円 { 県が1/3を活性化センターに貸付け、 残額をセンターが金融機関から借入れ }
区 分	G X ・ D X 促進設備導入推進事業																			
対 象 者	従業員300人以下の県内中小企業																			
資 金 使 途	G X ・ D X 等生産性の向上に資する新品の設備																			
貸 与 額	500万円～2億円																			
料 率	割賦：年利 1.5～2.75%																			
貸 与 期 間	3～10年(設備の法定耐用年数以内)																			
保証人・担保	原則不要(法人の場合は代表者保証が必要)																			
貸与目標額 (貸与原資)	6億円 { 県が1/3を活性化センターに貸付け、 残額をセンターが金融機関から借入れ }																			
お問合せ	公益財団法人ひょうご産業活性化センター設備投資支援室 電話：078-977-9086/078-977-9122 https://web.hyogo-iic.ne.jp/setsubi/setsubitaiyo																			

事業名	小規模企業者等設備貸与制度		行政機関名	兵庫県
募集期間	通年			
事業概要	小規模企業者等の方に代わって希望する設備を希望する機械販売業者から公益財団法人ひょうご産業活性化センターが購入し、長期かつ低利で貸与			
支援内容	制 度 小規模企業者等設備貸与制度 区 分 割 賦 販 売 リ ー ス 対 象 企 業 ●兵庫県内に設置するもので、国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等 製造業・その他業種 20人（特認50人）以下 卸売業・サービス業 5人（特認50人）以下 小 売 5人（特認50人）以下 ※ 製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業、小売 6人)～50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(国民生生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※ 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※ 大企業からの出資等の割合が半数で3分の1を超えていないこと。 貸 与 額 100万円～1億円(税込) 対 象 設 備 兵庫県内に設置する新品または中古の設備(条件あり) 年利 / 月額リース料率(固定) 令和8年4月1日現在 ※利率は、金利情勢等によって変動する場合があります。 年 利 割 賦 販 売 1.25%～2.50% 月 額 リース料率 リ ー ス 1.011%～3.010% 返済期間・支払期間 設備の法定耐用年数以内(3年～10年) 商工会議所・商工会経由で申込みを行った場合は、加入年数により(金利)優遇が適用される場合があります。 また、10年以内において2年を超えない範囲で延長が可能です。 保 証 人 ・ 担 保 原則不要 ※法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※審査等により担保等が必要となる場合があります。			
お問合せ	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 設備投資支援室 電話：078-977-9086/078-977-9122 https://web.hyogo-iic.ne.jp/setsubi/setsubitaiyo			

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備導入等

事業名	カーボンニュートラル支援専門家派遣事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	随時受付(派遣予定企業数 20 社)		
事業概要	脱炭素化に向けた取り組みに意欲のある県内ものづくり中小企業に専門家を無料で派遣し、温室効果ガス排出量の把握や計算方法の確立など企業の状況に応じた助言や企画提案を行う。		
支援内容	<対象者> カーボンニュートラル・脱炭素への取り組みに意欲的な兵庫県内のものづくり中小企業（業種指定あり） <派遣回数・助言時間> 1 企業当たり年 3 回まで、派遣 1 回当たり 3 時間程度 <費用負担> なし（無料）		
お問合せ	公益財団法人ひょうご産業活性化センター創業推進部 取引振興課 電話：078-977-9074 https://web.hyogo-iic.ne.jp/keiei/cn		

事業名	脱炭素経営支援事業		行政機関名	尼崎市															
募集期間	(1)は随時受付、(2)令和8年(2026年)7月16日～令和9年(2027年)1月29日																		
事業概要	脱炭素経営に取り組む市内企業等を「あまがさき脱炭素経営事業所」として認定・公表するとともに、認定事業所に対して、省エネ診断の受診や省エネ設備の導入等に必要な経費の一部補助など、金融機関や産業団体等と連携し、伴走支援を行う。																		
支援内容	<対象> (1)市内に事業所を有する企業（法人・個人事業主） (2)市内に事業所を有する企業（(1)の認定を受けている中小企業・個人事業主※その他要件あり） <実施概要> (1)脱炭素経営宣言・認定制度の実施 あまがさき脱炭素経営事業所（ブロンズ、シルバー、ゴールド）の認定・公表等による支援  (2)認定事業所の脱炭素経営に係る取組を対象とする一部補助 申請には、(1)の認定が必要であり、認定区分に応じて補助内容が異なります。 <table><tr><th>認定区分</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td rowspan="2">ブロンズ認定</td><td>二酸化炭素削減量可視化ツール・サービス利用料</td><td rowspan="2">10/10</td><td rowspan="2">200千円</td></tr><tr><td>省エネ診断の受診費用</td></tr><tr><td>シルバー認定</td><td rowspan="2">上記+再生可能エネルギー設備及び省I初級-設備 (付属品等含む)の導入及び認定の広報にかかる費用</td><td rowspan="2">2/3</td><td>500千円</td></tr><tr><td>ゴールド認定</td><td>1,000千円</td></tr></table> (参考) (1)https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi_josei/eco_sien/1035126.html (2)https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi_josei/eco_sien/1006271/1043627.html				認定区分	補助対象経費	補助率	補助上限額	ブロンズ認定	二酸化炭素削減量可視化ツール・サービス利用料	10/10	200千円	省エネ診断の受診費用	シルバー認定	上記+再生可能エネルギー設備及び省I初級-設備 (付属品等含む)の導入及び認定の広報にかかる費用	2/3	500千円	ゴールド認定	1,000千円
	認定区分	補助対象経費	補助率	補助上限額															
	ブロンズ認定	二酸化炭素削減量可視化ツール・サービス利用料	10/10	200千円															
		省エネ診断の受診費用																	
シルバー認定	上記+再生可能エネルギー設備及び省I初級-設備 (付属品等含む)の導入及び認定の広報にかかる費用	2/3	500千円																
ゴールド認定			1,000千円																
お問合せ	<受付窓口> 尼崎地域産業活性化機構（中小企業センターアイル） 電話：06-6488-9565 <制度について> 尼崎市経済環境局経済部 産業政策課 電話番：06-6489-6670																		

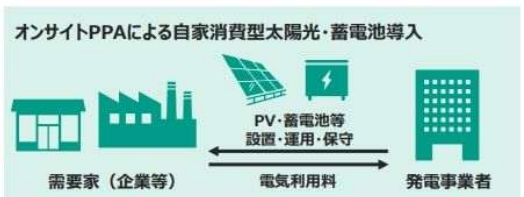
STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーの導入

事業名	ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和8年(2026年)6月25日～令和8年(2026年)9月30日		
事業概要	ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援		
支援内容	＜対象事業＞ 性能要件を満たしたフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入であって、以下に示す要件を満たすもの ・設置場所の耐荷重が10kg/m²以下相当であること ・発電容量が一施設あたり5kW以上であること ・需要地と近接し、50%以上の自家消費率があること 等 ＜対象者＞ 地方公共団体、民間事業者・団体 ＜補助率など＞ 2/3、3/4 事業イメージ  体育館・アーチ屋根 バスシェルダー 出典：積水化学工業株式会社		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会 https://www.eta.or.jp/		

事業名	GX サプライチェーン構築支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	GX 実現にとって不可欠となる水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池、HVDC ケーブル等の生産に係る設備投資費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者 ＜補助率など＞ 1/3、1/2 等 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）  ※対象者の選定にあたっては、真に産業競争力の強化につながるよう、支援対象者に以下の趣旨の内容等を求めることとする。 ・企業トップが変革にコミットしていること ・将来の自立化も見据えながら、自ら資本市場から資金を呼び込めること ・市場の需要家を巻き込む努力をしていること 等		
お問合せ	GX サプライチェーン構築支援事業事務局 https://2026.gxsc-hojo.jp/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーの導入

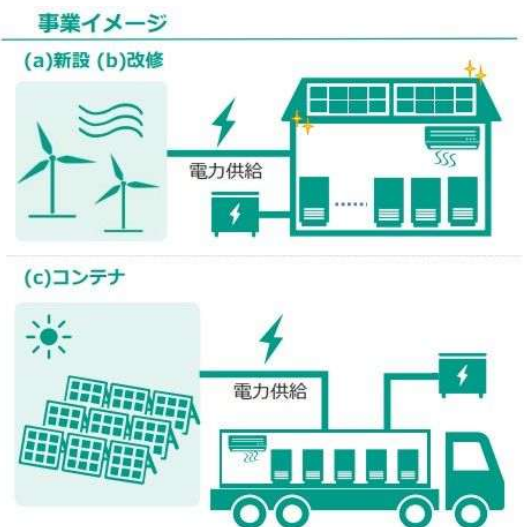
事業名	再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	再生可能エネルギーの更なる導入拡大を進めるために、フレキシビリティ確保に向けた分散型エネルギーリソースの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ ダイヤモンド・リスポンス (DR) に活用できる需要側リソースの導入に係る費用の一部を補助する事業 (1) DR に活用可能な家庭用・業務産業用蓄電システム導入支援事業 (PCS 合計出力 100kW 未満の小規模業務産業用蓄電池が対象※) ※PCS 合計出力 100kW 以上の大規模業務産業用蓄電池については別の事業（「再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業」）にて補助対象。 (2) DR の拡大に向けた IoT 化支援事業 ＜補助率・補助上限額＞ (1) 1/3（上限 1,500 万円/1 申請）(2) 1/2（上限 2,000 万円/1 申請）		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 電話：03-6281-5085 (1) https://sii.or.jp/DRchikudenchi_gyousan07r/ (2) https://sii.or.jp/DRIoT07r/public.html		

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	行政機関名	環境省																		
募集期間	令和 8 年(2026 年)7 月 9 日～令和 8 年(2026 年)7 月 31 日																				
事業概要	業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入費用の一部を補助																				
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体等 ＜補助条件＞ - 蓄電池(車載型蓄電池含む)導入は必須 - 太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る(戸建住宅は除く)。 - EV 等(外部給電可能なものに限る)を V2H 充放電設備セットで購入する場合に限り、蓄電容量の 1/2×4 万円/kWh 補助(上限あり) - 令和 7 年度補正 2 次公募及び令和 8 年度予算 1 次公募以降、太陽光発電設備、蓄電池システム、EMS 等に使用する IP 通信機能を有する機器は、JC-STAR 適合ラベル (★1 以上) の取得を要件 ＜補助金基準額・交付上限額＞ 右表の通り 事業イメージ オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入 <table><thead><tr><th>区分</th><th>補助金基準額</th><th>交付上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>太陽光発電設備(自己所有・その他のPPA/リース)</td><td>4 万円/kW</td><td>2,000 万円</td></tr><tr><td>太陽光発電設備(オンサイト PPA/リース)</td><td>5 万円/kW</td><td>2,000 万円</td></tr><tr><td>太陽光発電設備(戸建て住宅)</td><td>7 万円/kW</td><td>2,000 万円</td></tr><tr><td>定置用蓄電池(業務・産業用)</td><td>3.9 万円/kWh</td><td>4,000 万円(定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計)</td></tr><tr><td>定置用蓄電池(家庭用)</td><td>3.8 万円/kWh</td><td>4,000 万円(定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計)</td></tr></tbody></table>			区分	補助金基準額	交付上限額	太陽光発電設備(自己所有・その他のPPA/リース)	4 万円/kW	2,000 万円	太陽光発電設備(オンサイト PPA/リース)	5 万円/kW	2,000 万円	太陽光発電設備(戸建て住宅)	7 万円/kW	2,000 万円	定置用蓄電池(業務・産業用)	3.9 万円/kWh	4,000 万円(定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計)	定置用蓄電池(家庭用)	3.8 万円/kWh	4,000 万円(定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計)
区分	補助金基準額	交付上限額																			
太陽光発電設備(自己所有・その他のPPA/リース)	4 万円/kW	2,000 万円																			
太陽光発電設備(オンサイト PPA/リース)	5 万円/kW	2,000 万円																			
太陽光発電設備(戸建て住宅)	7 万円/kW	2,000 万円																			
定置用蓄電池(業務・産業用)	3.9 万円/kWh	4,000 万円(定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計)																			
定置用蓄電池(家庭用)	3.8 万円/kWh	4,000 万円(定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計)																			
お問合せ	一般財団法人環境イノベーション情報機構 https://www.eic.or.jp/																				

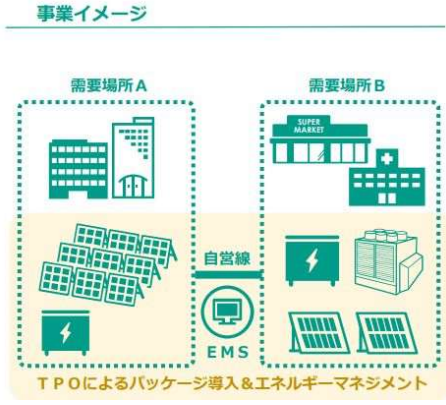
STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーの導入

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の導入等にかかる費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ コスト要件を満たす以下の事業※(2)(3)、(5)を除く (1)地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 (2)駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業 (3)窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業 (4)再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (5)地域における脱炭素化先行モデル創出事業 ＜補助対象者＞ 民間事業者・団体等 ＜補助率等＞ (1)補助率 1/2 (2)補助額 8 万円/kW、補助率 1/2 (3)補助率 3/5、1/2 (4)補助率 1/3、1/2 (5)補助率 3/4、2/3 ※コスト要件 (1)、(4)(発電)：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。 (4)(熱利用)：当該設備のCO₂削減コストが従来設備のCO₂削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく)より一定以上低いものに限る。 ※2 次公募以降、太陽光発電設備、蓄電池システム、EMS 等において IP 通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STAR (★1 以上) の適合ラベルを取得した製品を使用することを要件。		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会 https://www.eta.or.jp/		

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、データセンターのゼロエミッション化・地域強化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年(2026 年) 6 月 4 日～ 令和 8 年(2026 年) 7 月 3 日		
事業概要	(a) データセンター新設に伴う再エネ・蓄エネ・省 CO ₂ 型設備等導入、(b) 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省 CO ₂ 型設備への改修、(c) 地域再エネの効果的・効率的活用に至るコンテナ・モジュール型データセンター等導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体等 ＜対象事業＞ 1. 地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な再エネ設備・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省 CO₂ 型設備の導入を行う事業 2. 既存データセンターにおける再エネ・蓄エネ設備の導入や空調設備等の省 CO₂ 型設備への改修を行う事業 3. 地域再エネの効果的・効率的活用に至るコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業 ＜補助率＞ 1/3(上限有り) ※太陽光発電設備、蓄電池システム、EMS 等において IP 通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STAR (★1 以上) の適合ラベルを取得した製品を使用することを要件。		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会 https://rcespa.jp/r08-datacenter/r08-datacenter-no1		



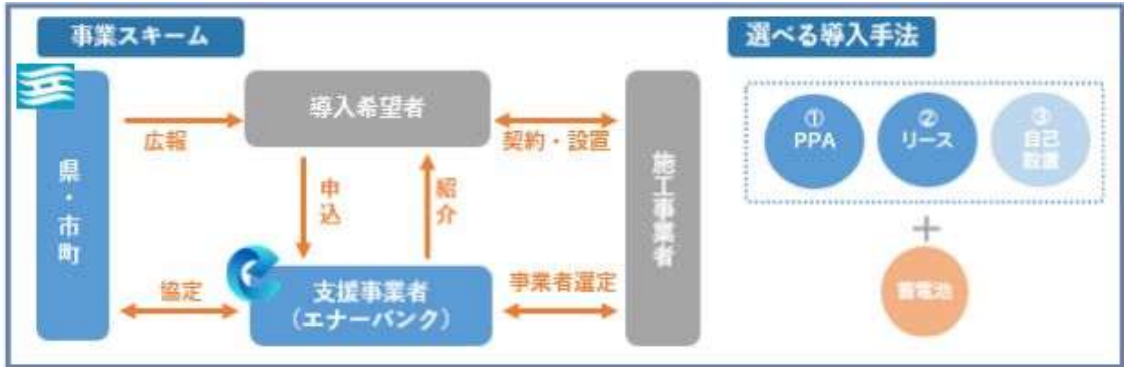
STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーの導入

事業名	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、新手法による電力融通モデル創出事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年(2026 年)4 月 24 日～令和 8 年(2026 年)6 月 9 日 (1 次公募) 令和 8 年(2026 年)6 月 26 日～令和 8 年(2026 年)7 月 17 日 (2 次公募)		
事業概要	民間企業等による TP0 モデル(第三者保有モデル)を活用した省 CO ₂ と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る計画策定や複数の建物間で電力融通を行い、平時での省 CO ₂ と災害時の避難拠点を両立させる取組に係る設備等導入費用の一部を補助		
支援内容	<対象者> 民間事業者・団体等 <補助率等> 計画策定：3/4(上限 1,000 万円)、設備等導入：1/2、2/3 ※2 次公募以降、太陽光発電設備、蓄電池システム、EMS 等において IP 通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STAR(★1 以上)の適合ラベルを取得した製品を使用することを要件。 事業イメージ 		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会 https://www.eta.or.jp/		

事業名	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等に係る費用の一部、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検、設備の高効率化改修に係る費用の一部を補助		
支援内容	<対象事業> (1) 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業 再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入する事業 (2) 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修する事業 <対象者> 地方公共団体、民間事業者・団体等 <補助率> (1) 1/2、2/3 (2) ①保守点検支援：2/3(上限 220 万円) ②設備の高効率化改修支援(再エネ由来の設備改修等)： 資本金 1000 万円未満の民間企業：補助率 2/3 資本金 1000 万円以上の民間企業等：補助率 1/2		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 https://www.heco-hojo.jp/index.html		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーの導入

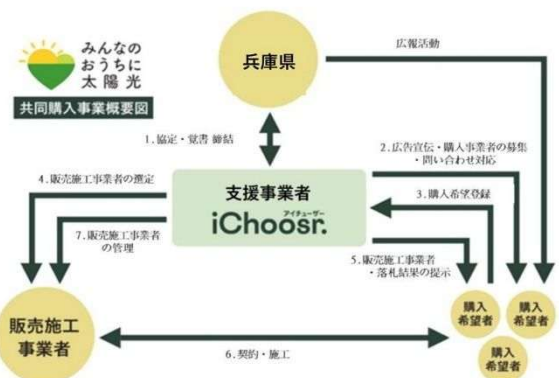
事業名	再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	調整力等として活用可能な系統用蓄電池や水電解装置等の電力貯蔵システムの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容 系統用  再エネ併設蓄電池  大規模業務産業用 	<対象者> 民間企業等 <対象経費> 系統用蓄電池、再エネ併設蓄電池、業務・産業用蓄電池（PCS 合計出力 100kW 以上の大規模業務産業用蓄電池）や LDES（フロー電池、液化空気エネルギー貯蔵、岩石蓄熱、水電解による水素貯蔵等）といった大規模電力貯蔵システムの導入に係る費用。 <補助率> 2/3、1/2、1/3 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等） 		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 系統用蓄電システム等導入支援事業 電話：03-6260-6951 https://sii.or.jp/chikudenchi07r/ 再エネ電源併設蓄電システム等導入支援事業 電話：03-3544-6125 https://sii.or.jp/saieneheisetsu07r/ 大規模業務産業用蓄電池 電話：03-3544-6125 https://sii.or.jp/daikibogyousan07r/		

事業名	事業者用太陽光発電の共同調達支援事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	随時		
事業概要	県と協定を締結した支援事業者が太陽光発電導入を希望する事業者を募り、施工事業者とマッチングを行う。		
支援内容 	<事業内容> 施工事業者から事業者が希望する3方式（(1)購入(2)PPA(3)リース）の提案を受けることができるもの。見積取得や提案の比較検討に関するサポート、スケールメリットを活かした価格低減、施工事業者の適格性等の審査による品質確保といったメリットが期待できる。 		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3273 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/kyoudoutyoutatupage.html		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーの導入

事業名	自家消費型非住宅用太陽光発電設備導入補助事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和8年(2026年)6月24日～令和8年(2026年)11月30日		
事業概要	太陽光発電設備を設置する中小事業者に対して、その導入に要する経費の一部を補助		
支援内容	＜補助対象者＞ 県内中小事業者等で太陽光発電設備を導入する事業者 ※PPAあるいはリースを主導する事業者または自己設置により設備を導入する中小事業者 ＜補助要件＞ ・県内中小事業者へ太陽光発電設備を設置する事業 ・自家消費率 50%以上 ・FIT/FIP の認定を取得しないこと ・発電出力が 10kW 以上 他に要件あり。 ※当該事業で導入する太陽光発電設備を対象とした国庫事業との重複は不可。 ※一部対象外地域あり。 ＜補助金額＞ ・屋根置き・野立て型：5 万円/kW(上限 500 万円) (PPA・リース)、4 万円/kW(上限 400 万円) (自己設置) ・ソーラーカーポート型：3 分の 1(上限 500 万円) (PPA・リース・自己設置)		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3284 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/taiyokohojogyosya2026.html		

事業名	兵庫県住宅用太陽光発電等の共同購入支援事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和8年(2026年)2月25日～令和8年(2026年)9月30日		
事業概要	太陽光発電及び蓄電池設備の購入希望者を募り、一括して発注することでスケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入できる仕組み		
支援内容	＜用途＞ 住宅用・事業用 ＜対象設備＞ (1) 太陽光パネル (2) 太陽光パネル＋蓄電池 (3) 蓄電池（太陽光パネルを設置済みの方向けプラン） ※すべて施工費・安全対策費・保証込のプラン ※太陽光パネルは 10kW 未満 ＜募集期間（参加登録期間）＞ 令和8年2月25日～令和8年9月30日 ＜施工までの流れ＞ ①無料の参加登録(2月25日～9月30日) ②概算見積もりを確認・承諾 ③施工事業者からの現地調査を受け、最終見積もりを提示 ④契約・施工 調査後、最終見積もりを確認し、契約 ※契約までに至らない場合、費用は発生しません。		
お問合せ	みんなのうちに太陽光事務局（アイチューザー株式会社）電話：0120-728-100 https://switchtogether.jp/solar-and-battery/hyogo 兵庫県環境部 環境政策課 電話：078-362-3273 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/kyoudoukounyuu.html		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーの導入

事業名	自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	実施自治体によって異なるため、各実施自治体にご確認ください。		
事業概要	自ら所有し、居住する戸建て住宅に太陽光発電設備、蓄電池を設置する個人に対して導入に係る経費の一部を補助		
支援内容	＜対象設備＞ ・太陽光発電設備 ・蓄電池（本補助費で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること） ※太陽光発電設備・蓄電池のセット導入に限る。 ＜補助要件＞ ・FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと ・太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること ＜補助額等＞ ・太陽光発電設備：7 万円/kW（上限 5kW） ・蓄電池：1/3（工事費込・税抜き） （上限 14.1 万円/kWh の 1/3、かつ 5kWh まで） ※本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しているため、同一設備について他の国庫補助との併用は不可。		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3273 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/juutakuyouhojo.html		

事業名	太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業（10kW以上）	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和 8 年(2026 年)7 月 23 日～令和 9 年(2027 年)2 月 1 日		
事業概要	太陽光発電及び蓄電池設備の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットを活かすことで、市場価格よりも安い価格で購入できる仕組み		
支援内容 事務局	＜用途＞ 事業用 ＜対象設備＞ 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽光発電設備 ※オプションとして蓄電池等もセットで購入可能。 ※参加登録、見積りは無料。		
お問合せ	みんなの会社に太陽光事務局（アイチューザー株式会社）電話：0120-728-100 https://group-buy.jp/solar/business-nats/home 尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話：06-6489-6301 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/1041543.html		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等導入

事業名	CEV 補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	初度登録(届出日)により異なります。		
事業概要	電気自動車や燃料電池自動車等の購入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 対象車を購入する個人、法人、地方公共団体等 ＜対象車両＞ 一般社団法人次世代自動車振興センターが承認した令和8年4月1日以降に新車新規登録(登録車) 又は新車新規検査届出(軽自動車など)された以下の自家用自動車 ・電気自動車(超小型モビリティ、小型電動モビリティ・二輪車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・ミニカー ＜補助上限額＞ 車種・型式によって異なる。 ＜その他＞ 補助金交付申請書の提出期限は、原則として次の通り。 ・車両代金の支払い手続きを完了し(リース会社が申請する場合はリース契約が完了した上で)、 初度登録(届出)の日から1ヶ月以内。		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター一次世代自動車部 電話：0570-001-136 https://www.cev-pc.or.jp/		

事業名	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てん設備等導入促進補助金	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	電気自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費、燃料電池自動車等の水素ステーションの整備費及び運営費の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ (1) 充電設備整備事業等 (2) 水素充てん設備整備事業 ＜対象者＞ (1) 法人(マンション管理組合法人を含む)、法人格をもたないマンション管理組合、個人(戸建住宅、共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者等) (2) 法人及び個人事業者 ＜補助率＞ (1) 定額、1/2 等 (2) 2/3、1/2		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター充電インフラ部 電話：0570-000-299 https://www.cev-pc.or.jp/		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等導入

事業名	商用車等の電動化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	(1)トラック：令和8年(2026年)4月24日～令和9年(2027年)1月15日 (2)(3)タクシー・バス：令和8年(2026年)4月24日～令和9年(2027年)1月29日 (4)建設機械：令和8年(2026年)3月19日～令和9年(2027年)1月29日		
事業概要	商用車及び建機の電動化の導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 貨物自動車運転事業者等 ※事業により対象者が異なる ＜対象例＞ (1)トラック：EVトラック、EVバン、FCVトラック (2)タクシー：EVタクシー、PHEVタクシー、FCVタクシー (3)バス：EVバス (4)建設機械（GX建機）※国土交通省の認定を受けた電動建機 (5)充電設備※ ※原則として、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る。 ＜補助率＞ (1)トラック：標準的燃費水準車両との差額の2/3等 (2)タクシー：車両本体価格の1/4等 (3)バス：標準的燃費水準車両との差額の2/3等 (4)建設機械：標準的燃費水準機械との差額の2/3等 (5)充電設備：1/2等 事業イメージ 【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3等 補助対象車両の例 EVトラック/バン FCVトラック 【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4等 補助対象車両の例 EVタクシー PHEVタクシー FCVタクシー 【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3等 補助対象車両の例 EVバス FCVバス 【建設機械（新規）】補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3等 補助対象機械の例 GX建機 【充電設備】補助率：本体価格の1/2等 補助対象設備の例 充電設備 ※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る		
お問合せ	トラック：一般財団法人環境優良車普及機構 電話：03-5944-0883 https://www.levo.or.jp/subsidy/ タクシー・バス：公益財団法人日本自動車輸送技術協会 https://ataj.or.jp/ 建設機械：一般社団法人日本建設機械施工協会 https://jcmnet.or.jp/hojojigyo-top/		

事業名	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティ導入促進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和8年(2026年)7月10日～令和8年(2026年)8月25日		
事業概要	地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ等の導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等 ＜補助率等＞ 1/2(※上限あり) ＜主な補助対象設備＞ グリーンスローモビリティの車両等 グリーンスローモビリティ等の導入促進事業 		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会 https://rcespa.jp/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等導入

事業名	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	行政機関名	環境省
募集期間	(1)令和 8 年(2026 年)7 月 17 日～令和 9 年(2027 年)1 月 29 日 (2)令和 8 年(2026 年)6 月 8 日～令和 9 年(2027 年)1 月 29 日		
事業概要	HV トラック・バス、天然ガストラック・バスへの導入費用の一部を補助		
支援内容	<対象事業> (1)ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業 一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車 (HV) トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車 (NGV) トラック・バスの購入に対して支援 (2)低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 資力の乏しい中小トラック運送業者に対してより CO₂ 削減効果の 高いトラック (2025 年度燃費基準を達成している車両) への買い替えに対して支援 <対象者> 民間事業者等 ((2) は中小トラック運送業者に限る。) <補助率> (1) 標準的燃費水準車両との差額の 1/2 等 (2) ①買い替えの場合は、標準的燃費水準車両との差額の 1/2 ②新規購入の場合は、標準的燃費水準車両との差額の 1/3 ※ 2025 年度燃費基準+5%達成車等は+5 万円とする。  		
お問合せ	(1) 公益財団法人北海道環境財団補助事業部 https://www.heco-hojo.jp/yR08/trkbus.html (2) 一般財団法人環境優良車普及機構 電話：03-5341-4577 https://www.levo.or.jp/subsidy/diesel/		

事業名	産業車両等の脱炭素化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、燃料電池フォークリフトの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	<対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等 <対象車両等> (1) 空港における脱炭素化促進事業 ①空港における再エネ活用型 GPU 等導入支援 ②空港における EV・FCV 型車両導入支援 ③空港における EV・FCV 型車両改造事業 (2) 港湾における脱炭素化促進事業 再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援 (3) フォークリフトの燃料電池化促進事業 燃料電池フォークリフト導入支援 <補助率> (1) 1/3 等、(2) 1/3、従来機との差額の 2/3 等、(3) 従来機との差額の 1/2 等		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 (1)、(2) : https://www.heco-hojo.jp/yR08/port.html (3) : https://www.heco-hojo.jp/yR08/fork/index.html		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等導入

事業名	地域物流脱炭素化促進事業	行政機関名	国土交通省
募集期間	① : 令和 8 年(2026 年)4 月 6 日～令和 8 年(2026 年)6 月 5 日 ②③ : 令和 8 年(2026 年)4 月 27 日～令和 8 年(2026 年)6 月 5 日		
事業概要	地域の集配拠点や倉庫、トラックターミナル等の物流施設等において、地域物流の脱炭素化に向けて次世代エネルギーである水素や再生可能エネルギー等を活用した先進的な取組を行う際の充電・充填・精製装置の整備・改修や資機材導入等に係る費用の一部を補助		
支援内容	 <対象者> ・倉庫事業者 ・貨物自動車運送事業者 ・トラックターミナル事業者等 <補助対象経費（補助率）> ①再生可能エネルギーを活用した取組 物流施設等における太陽光由来の再エネ利用関連設備（太陽光発電施設、大容量蓄電池、EV 充電スタンド、物流業務用 EV 車両 等）の一体的な導入に係る経費 【補助率：1/2 以内、上限額：1 億円】 ②水素を活用した取組 物流施設等における水素利用関連設備（水素製造設備、水素貯蔵設備、水素充填設備、物流業務用 FCV 車両 等）の一体的な導入に係る経費 【補助率：1/2 以内、上限額：2.5 億円】 ③バイオマスエネルギー等を活用した取組 物流施設におけるバイオマス利用関連設備（バイオ燃料製造設備、バイオ燃料貯蔵・給油設備、物流業務用 バイオディーゼル燃料車両等）の一体的な導入に係る経費 【補助率：1/2 以内、上限額：2 億円】		
お問合せ	令和 8 年度 地域物流脱炭素化促進事業事務局（パシフィックコンサルタンツ株式会社）電話：050-5536-6831 https://pacific-hojo.com/bgxx/content/		

事業名	燃料電池バス・トラック導入促進補助事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	(1) 車両導入費支援 : 公募開始前 (2) 燃料費価格差支援 : 令和 8 年(2026 年)4 月 1 日～令和 9 年(2027 年)3 月 31 日		
事業概要	燃料電池バス・トラックの導入を補助		
支援内容	 <補助事業> (1) 車両導入費支援 (2) 燃料費価格差支援 <対象者> (1) 国の補助を受けた者で、県内に使用の本拠を置く燃料電池トラックを導入する事業者等 (令和 7 年度参考情報) (2) 令和 7 年度以降、新たに県の補助を受けて導入した、県内に使用の本拠を置く燃料電池トラックを運用する者 <補助額> (1) ①燃料電池 (FC) 小型トラック : 未定/台 ②燃料電池 (FC) 大型トラック : 未定/台 (2) ①燃料電池 (FC) 小型トラック : 県内の水素ステーションで充填した水素の購入費と軽油との差額の 1/2 (上限 500 円/kg(1 台あたり上限 960 千円/年)) ②燃料電池 (FC) 大型トラック : 県内の水素ステーションで充填した水素の購入費と軽油との差額の 1/2 (上限 500 円/kg(1 台あたり上限 2,400 千円/年))		
お問合せ	兵庫県環境部水大気課大気班 電話：078-362-3287 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_238/leg_328		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等導入

事業名	水素ステーション整備費補助事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和8年(2026年)5月12日～令和8年(2026年)6月12日		
事業概要	水素ステーションの整備に要する経費の一部を補助		
支援内容	<対象者> 国の補助を受けた者であり、県内に定置式水素ステーションを設置する民間会社、個人事業主、地方公共団体等 <補助額> 右記の通り 補助の額 (1) 大規模水素ステーション(水素供給能力:500Nm³/h以上) 下記①又は②のうち小さい金額。 ① 補助対象経費から国補助金及び100,000千円を除いた額 ② 100,000千円 (2) 中規模水素ステーション(水素供給能力:300Nm³/h以上、500Nm³/h未満) 下記①又は②のうち小さい金額 ① 補助対象経費から国補助金及び80,000千円を除いた額 ② 50,000千円 (3) 小規模水素ステーション(水素供給能力:50Nm³/h未満) 下記①又は②のうち小さい金額 ① 補助対象経費から国補助金を除いた額の1/6 ② 12,500千円		
お問合せ	兵庫県環境部水大気課 大気班 電話：078-362-3287 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_238/leg_328		

事業名	運送事業者へのゼロエミッション車普及促進補助事業 (緑ナンバー:電気バス・トラック)	行政機関名	兵庫県
募集期間	お問合せ先にご確認ください。		
事業概要	ゼロエミッション車(事業用自動車である電気バス・トラック)の導入を補助		
支援内容	<対象者> 民間自動車運送事業者、自動車リース事業者 <補助率> ゼロエミッション車と一般車の価格差の1/12(1台あたりの上限額:200万円(バス)、100万円(トラック)) <補助要件> ・国の補助(環境省:脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業))を受けることが要件 ・「事業用」として登録する車両に限る。		
お問合せ	兵庫県環境部水大気課 大気班 電話：078-362-3287 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_238/leg_328		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等導入

事業名	尼崎市グリーンビークル導入補助制度	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和 8 年(2026 年)6 月 22 日～令和 9 年(2027 年)1 月 29 日		
事業概要	主として営業等、事業活動において活用する電気自動車・燃料電池自動車の新車導入費用の一部を補助		
支援内容	<対象者> 尼崎市内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人の事業者等 <補助金額> 運送事業者向け (1) 電気タクシー 10 万円／台 (2) 燃料電池タクシー 60 万円／台 一般事業者向け (1) 電気自動車 小型及び軽自動車 10 万円／台 普通自動車 15 万円／台 (2) 燃料電池自動車 60 万円／台 ※補助金の交付には条件がありますので、詳細は以下にお問い合わせください。		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話：06-6489-6301 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/1003762/1014292.html		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	給湯省エネ 2026 事業（住宅省エネ 2026 キャンペーン）	行政機関名	経済産業省
募集期間	～予算上限に達するまで(遅くとも令和 8 年(2026 年)12 月 31 日まで)		
事業概要	新築住宅の取得者または既存住宅の住宅所有者等が一定の性能を満たす高効率給湯器を導入した場合、導入に係る費用の一部を補助（リース含む） ※申請は施工業者(工事請負業者)又はリース事業者が実施		
支援内容	＜対象者＞ 住宅の所有者等（法人は条件あり） ＜対象設備＞ (1)ヒートポンプ給湯機(エコキュート) (2)ハイブリット給湯機 (3) 家庭用燃料電池(エネファーム) ※令和 7 年 11 月 28 日以降に着工のもの ＜補助額(基本額)＞ (1)ヒートポンプ給湯機(エコキュート)：7 万円/台 (2)ハイブリット給湯機：10 万円 /台 (3)家庭用燃料電池(エネファーム)：17 万円/台 ※要件を満たす場合、その性能に応じた定額を加算 ＜補助上限台数/住戸あたり＞ ・戸建住宅：いずれか 2 台まで ・共同住宅等：いずれか 1 台まで ＜その他＞ ・補助対象となる給湯機は、機器ごとにそれぞれの性能要件を満たしたものに限る。 ・補助対象となる給湯機の設置に併せて、蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合、加算（蓄熱暖房機：4 万円/台（上限 2 台まで）、電気温水器：2 万円/台（高効率給湯器導入により補助を受ける台数まで））		
お問合せ	住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-081-789（ナビダイヤル）03-6629-1646（IP 電話等） https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/		



事業名	先進的窓リノベ 2026 事業(住宅省エネ 2026 キャンペーン)	行政機関名	環境省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで(遅くとも令和 8 年(2026 年)12 月 31 日まで)		
事業概要	既存住宅および非住宅建築物の断熱窓への改修に係る費用の一部を補助 ※申請は、工事請負業者が実施		
支援内容	＜対象となる工事＞ 令和 7 年 11 月 28 日以降に住宅所有者等※1 がリフォーム事業者に工事を発注(工事請負契約※2)して実施する断熱窓、ドア交換※3 への改修（リフォーム）工事 ※1：住宅所有者等とは、本事業にてリフォームする住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合・管理組合法人をいう。 ※2：工事請負契約等が結ばれない工事は対象外。 ※3：窓の改修と同一契約内でドア(開口部に取り付けられているものに限る)についても断熱性能の高いドアに改修する場合は補助対象 ＜補助額等＞ 補助対象工事により設置する製品の性能と大きさ、および製品を設置する住宅等の建て方に応じた、製品ごとの補助額（定額）の合計 ・1 戸/1 棟当たりの上限補助額（住宅/240 ㎡以下の非住宅建築物）：100 万円 ・1 棟当たりの上限補助額（240 ㎡を超える非住宅建築物）：1,000 万円		
	住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-081-789（ナビダイヤル）03-6629-1646（IP 電話等） https://window-renovation2026.env.go.jp/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	みらいエコ住宅 2026 事業（住宅省エネ 2026 キャンペーン） のうち、住宅の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅）	行政機関名	国土交通省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで（遅くとも令和 8 年（2026 年）12 月 31 日まで）		
事業概要	2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築を支援。 ※申請は住宅を整備・分譲する事業者が実施		
支援内容	 ＜対象者＞ 令和 7 年 11 月 28 日以降に「対象工事※」に着手し、申請した個人（賃貸住宅のみ法人も対象） ※対象工事：令和 7 年 11 月 28 日以降に基礎工事に着手したもの ＜対象事業＞ 住宅の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅） 【地域区分 5～8 の場合】 (1) GX 志向型住宅：110 万円/戸 (2) 長期優良住宅：75 万円/戸 (3) ZEH 水準住宅：35 万円/戸 ※(1)はすべての世帯、(2)(3)は子育て世帯または若者夫婦世帯が対象。 (2)(3)の住宅で古家の除却を行う場合は、20 万円加算		
お問合せ	住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-081-789（ナビダイヤル）03-6629-1646（IP 電話等） https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/		

事業名	みらいエコ住宅2026事業（住宅省エネ2026キャンペーン） のうち、既存住宅のリフォーム	行政機関名	国土交通省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで（遅くとも令和 8 年（2026 年）12 月 31 日まで）		
事業概要	所有者等が、「みらいエコ住宅事業者」と契約し「平成 4 年基準を満たさない」または「平成 11 年基準を満たさない」既存住宅に対象となるリフォーム工事をする場合、リフォーム内容に応じて費用の一部を補助 ※申請はリフォーム工事を行う「みらいエコ住宅事業者」が実施。		
支援内容	 ＜対象者＞ 令和 7 年 11 月 28 日以降に「みらいエコ住宅事業者※1」と工事請負契約等を締結し「対象工事となるリフォーム工事※2」に着手した住宅の所有者等 ※1「みらいエコ住宅事業者」：工事発注者に代わり、交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を工事発注者に還元する者として、予め本事業に登録をした工事施工業者 ※2「対象工事となるリフォーム工事」の詳細は以下にお問合せください。 ＜対象住宅及び補助上限額＞ (1) 平成 3 年以前に建築された住宅 ①平成 28 年基準相当に達する改修 上限：100 万円/戸 ②平成 11 年基準相当に達する改修 上限：50 万円/戸 (2) 平成 4～平成 28 年に建築された住宅 ①平成 28 年基準相当に達する改修 上限：80 万円/戸 ②平成 11 年基準相当に達する改修 上限：40 万円/戸		
お問合せ	住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-081-789（ナビダイヤル）03-6629-1646（IP 電話等） https://mirai-eco2026.mlit.go.jp		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

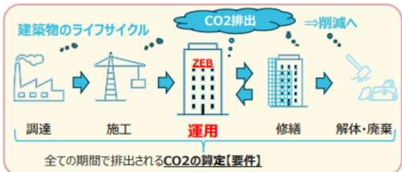
事業名	既存住宅の断熱リフォーム支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	6月公募：令和8年(2026年)6月22日～ 令和8年(2026年)8月21日		
事業概要	既存住宅において、省CO ₂ 関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 戸建住宅や集合住宅を所有する個人、法人等 ＜対象となる工事＞ ・トータル断熱 ・居間だけ断熱 ※いずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する 玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象 ＜補助率等＞ 1/3 ＜補助上限額＞ ・既存戸建住宅：上限：120万円/戸（玄関ドア 5万円を含む） ・既存集合住宅：上限：15万円/戸 （玄関ドアも改修する場合は上限 20万円/戸）		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 断熱グループ 電話：011-206-1573 https://www.heco-hojo.jp/reform/index.html		



事業名	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、大幅な省エネ実現と再エネの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者等 ＜対象事業＞ (1) ZEB 実証事業 計算プログラムに反映されていないなど、設計手法が確立されていない新しい技術や設備について、これらの技術や設備を採用した大規模建築物の ZEB 化の実証を支援し、普及を図る事業 (2) ZEB 化診断・計画策定支援事業 ZEB 化の診断に加えて改修計画を策定することで、ZEB 化の取組みを促し、ストック平均の省エネルギー性能の向上を目指す事業 (3) ZEH+改修実証支援事業 既存戸建住宅のリフォームを行い、ZEH より更に断熱性能が高く省エネ性能を深掘りした ZEH+水準を満たす既存戸建住宅への改修を補助する事業 ※ZEH リノベとの併用不可。 ＜補助率及び補助上限額＞ (1) 1/2、1/3（各公募 3 億円/年）※複数年度事業における事業全体の上限は 7 億円 (2) 1/2（上限額 200 万円/件） (3) 1/3（5～8 地域の場合上限額 300 万円/戸）※別途広報費加算可		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ (1) (2) https://sii.or.jp/zeb08/ (3) https://zehweb.jp/renovation/zehplus/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO ₂ 化促進事業 (戸建住宅の ZEH 化・省 CO ₂ 化促進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	(1) 一般公募(単年度事業) : 令和 8 年(2026 年)5 月 21 日～令和 8 年(2026 年)12 月 11 日 一般公募(複数年度事業)※ : 令和 8 年(2026 年)11 月 6 日～令和 9 年(2027 年)1 月 8 日 ※複数年度事業の 2 年目 : 令和 8 年(2026 年)5 月 14 日～令和 8 年(2026 年)6 月 26 日 (2) 令和 8 年(2026 年)6 月 1 日～令和 8 年(2026 年)11 月 11 日		
事業概要	戸建住宅の ZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO ₂ 化に係る費用の一部を補助 ※SIIに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(建築、設計又は販売)する住宅であることが要件		
支援内容	(1) <対象事業> (1) 新築戸建住宅の ZEH・ZEH+化等支援事業 ①ZEH ②ZEH+ (2) 既存住宅の ZEH 改修事業 ①ZEH リノベ ②ZEH 診断 ※①の ZEH リノベと住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業の ZEH+改修実証支援事業との併用は不可 <補助対象者> 住宅取得者等 <補助率等> (1) ①ZEH : (1～3 地域) 55 万円/戸、(4～8 地域) 45 万円/戸、②ZEH+ : (1～4 地域) 90 万円/戸、(5～8 地域) 80 万円/戸 ※上記に加え、蓄電システム、CLT(直交集成板)、EV 充電設備等を導入する場合は補助金を加算 (2) ①上限 250 万円/戸 ②1/3、上限 25 万円/戸(BELS 取得あり)、上限 20 万円/戸(BELS 取得なし)		
お問い合わせ	一般社団法人環境共創イニシアチブ (1) https://zehweb.jp/house/ (2) https://zehweb.jp/renovation/zeh/ (3) https://zehweb.jp/renovation/inspection/		

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、 ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業	行政機関名	環境省																		
募集期間	令和 8 年(2026 年)8 月 21 日～令和 8 年(2026 年)9 月 30 日 (2 次公募)																				
事業概要	建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO ₂ (ライフサイクルカーボン)を削減するためのライフサイクルカーボンの算定や低炭素型建材の活用を行う事業に係る費用の一部を補助																				
支援内容	<対象者> 民間事業者、団体等、地方公共団体 (都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。) <対象事業> (1) ライフサイクルカーボン削減型の新築 ZEB 支援事業 (2) 低炭素型建材活用新築 ZEB 支援事業 <補助率> 21%～55% (上限 5 億円) <補助要件> (1) ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented 基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等 (2) (1)に加え低炭素型の建材を導入すること 等 ※太陽光システム、蓄電池、太陽光または蓄電池を制御する EMS については、JC-STAR 取得 (★1 以上) を要件 <補助対象経費> (1) ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※(EV等 (外部給電可能なものに限る。) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。) (2) (1)に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用  全ての期間で排出されるCO₂の算定【要件】 <table><tr><th>ZEBランク</th><th colspan="2">補助率 (%)</th></tr><tr><td></td><th>事務所等以外 ※ 1</th><th>事務所等 ※ 2</th></tr><tr><td>『ZEB』</td><td>55</td><td>30</td></tr><tr><td>Nearly ZEB</td><td>38</td><td>25</td></tr><tr><td>ZEB Ready</td><td>30</td><td>21</td></tr><tr><td>ZEB Oriented</td><td>30</td><td>対象外</td></tr></table>			ZEBランク	補助率 (%)			事務所等以外 ※ 1	事務所等 ※ 2	『ZEB』	55	30	Nearly ZEB	38	25	ZEB Ready	30	21	ZEB Oriented	30	対象外
ZEBランク	補助率 (%)																				
	事務所等以外 ※ 1	事務所等 ※ 2																			
『ZEB』	55	30																			
Nearly ZEB	38	25																			
ZEB Ready	30	21																			
ZEB Oriented	30	対象外																			
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター 電話 : 054-266-4161 https://siz-kankyuu.com/2025hco2/lczeb/																				

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、省 CO ₂ 化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年(2026 年)8 月 21 日～令和 8 年(2026 年)9 月 30 日 (2 次公募)		
事業概要	熱中症対策に資する高効率機器等の導入及びフェーズフリー性を兼ね備えた施設の導入費用の一部を補助		
支援内容	<対象者> 地方公共団体、民間事業者・団体等 <対象事業> (1) 業務用施設における省 CO₂ 化・熱中症対策等支援事業(一部国土交通省連携事業) 様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省 CO₂ 化の促進を図る事業。(補助率：1/3) ①クーリングシェクターの普及に向けた高効率空調導入支援事業 (上限：1,000 万円) ②民間建築物等における省 CO₂ 改修支援事業(上限：3,500 万円) ③テナントビルの省 CO₂ 改修支援事業 (上限：4,000 万円) ④空き家等における省 CO₂ 改修支援事業 (上限：1,000 万円) ※対象要件：各事業による指定の CO₂ 排出削減、運用改善に係る取組の実施等 (2) フェーズフリーの省 CO₂ 独立型施設支援事業 クーリングシェクターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設(コンテナハウス等)に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省 CO₂ 化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す事業。(補助率：1/3) ※コンテナハウス本体等は補助対象外 太陽光システム、蓄電池、太陽光または蓄電池を制御する EMS については、JC-STAR 取得(★1 以上)を要件		
お問い合わせ	(1) 一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター 電話：054-266-4161 https://siz-kankyuu.com/2025hco2/ (2) 公益財団法人北海道環境財団 https://www.heco-hojo.jp/yR07/h-idoh/index.html		

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年(2026 年)8 月 21 日～令和 8 年(2026 年)9 月 30 日 (2 次公募)		
事業概要	新築/既存の業務用建築物の ZEB 化に資する設備機器等の導入費用の一部補助		
支援内容	<対象者> 地方公共団体、民間事業者、団体等 <対象建築物及び補助率等> 右記の表を参照ください。 <補助上限額> 3～5 億円 <その他> (1) 主な対象要件 ・ZEB の基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。 ・需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。 新築建築物については、再エネ設備を導入すること。 ZEB リーディング・オーナーへの登録を行い、ZEB プランナーが関与する事業であること等。 (2) 優先採択枠 ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT 等の新たな木質部材を用いる事業 等 ※太陽光システム、蓄電池、太陽光または蓄電池を制御する EMS については、JC-STAR 取得(★1 以上)を要件		
お問い合わせ	一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター 電話：054-266-4161 https://siz-kankyuu.com/2025hco2/zeb/		

補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物 事務所等以外 ※1	事務所等 ※2	既存建築物 事務所等以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。(建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象)

※4 ①②については、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、サステナブル倉庫モデル促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年(2026 年)8 月 21 日～令和 8 年(2026 年)9 月 30 日 (2 次公募)		
事業概要	物流施設(営業倉庫)における省 CO ₂ 化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	 <対象事業> 物流施設(営業倉庫)における省 CO₂ 化・省人化機器等 及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業 <補助要件> 太陽光システム、蓄電池、太陽光または蓄電池を 制御する EMS については、「JC-STAR」取得を要件等 <対象者> 民間事業者等 <主な対象設備> 省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、 省 CO₂ 化設備 <補助率> 1/2 上限 1 億円 事業イメージ ● 補助対象事業のイメージ  ● 省CO₂化・省人化機器等の例  ※導入により省CO₂化されるものに限る。		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 https://www.heco-hojo.jp/yR07/souko/index.html		

事業名	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(脱炭素ビルリノベ事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和 8 年(2026 年)6 月 4 日～令和 8 年(2026 年)11 月 30 日		
事業概要	既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入費用の一部を補助		
支援内容	 <対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等 <対象経費> 既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するための設計費・設備費・工事費 <対象要件> ・改修後の外皮性能 BPI が 1.0 以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途 に応じて 30%又は 40%程度以上削減されること(ホテル・病院・百貨店・飲食店等: 30%、事務所・学校等: 40%) ・BEMS 等によるエネルギー管理を行うこと等 <主な対象設備> 断熱窓、断熱材、高効率空調(業務用エアコン等)、制御機能付き LED 照明器具、業務用給湯器、 BEMS 等 <補助率等> 1/2～1/3 上限額: 1 事業あたり 10 億円 ※太陽光システム、蓄電池、太陽光または蓄電池を制御する BEMS については、JC-STAR 取得(★1 以上)を要件		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ https://bl-renos.jp/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO ₂ 化促進事業 (集合住宅の ZEH 化・省 CO ₂ 化促進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	(1)：令和 8 年(2026 年)5 月 18 日～令和 8 年(2026 年)12 月 4 日 (2)：令和 8 年(2026 年)6 月 1 日～令和 8 年(2026 年)11 月 11 日		
事業概要	集合住宅の省エネ・省CO ₂ 化、高断熱化に係る費用の一部を補助		
支援内容	<対象事業> (1)新築集合住宅の ZEH-M 化等支援 ①新築低層 ZEH-M(3 層以下) ZEH-M 化等支援 ②新築中層 ZEH-M(4、5 層) ZEH-M 化等支援 (2)既存住宅の ZEH 化改修促進支援 ①既存集合住宅を ZEH 水準の要件を満たす住宅への改修支援 (ZEH リノベ) ②既存集合住宅の省エネ診断 <対象者> 住宅取得者等 <補助率等> (1)①②40 万円/戸 ※LCCO₂の算定を行った場合：50 万円/戸 ※蓄電システム、直交集成板、EV 充電設備等を導入する場合、補助額を加算。 (2)①改修支援 (ZEH リノベ)：上限 250 万円/戸 ②省エネ診断：1/3、上限 25 万円/戸 (BELS 取得あり)、上限 20 万円/戸 (BELS 取得なし)		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ (1) https://zehweb.jp/housingcomplex/ (2) ①https://zehweb.jp/renovation/zeh/ ②https://zehweb.jp/renovation/inspection/		

事業名	住宅・建築物省エネ等改修推進事業	行政機関名	国土交通省
-----	------------------	-------	-------

募集期間	公募開始前
------	-------

事業概要	サーキュラーエコノミーの実現に資する既存住宅の活用の拡大を図るため、省エネ改修に加え、長寿命化や、子育て、防犯など地域の課題解決に向けた改修など、既存住宅の改修に対する費用の一部を補助
------	--

支援内容 	住宅 省エネ型 ■ 対象事業 省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用 ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。 ※ 「改修費用」には、「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「構造補強工事」の費用を含む。 ※ 「省エネ基準」又は「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。 ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。 ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された住宅又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。 ■ 交付額 <table> <tr> <th>補助対象</th><th>補助割合</th></tr> <tr> <td>省エネ診断</td><td>(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2</td></tr> <tr> <td>設計・改修</td><td>省エネ基準 300,000円/戸 【定額(交付対象費用の4割を限度)】 ZEH水準 700,000円/戸 【定額(交付対象費用の8割を限度)】</td></tr> </table> ※ 省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援 ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施 ※ 国・地方で1/2ずつの負担 性能向上型 ■ 対象事業 以下の①、②及び③を満たすリフォーム工事に係る設計費用及び改修費用 ① インスペクションの実施、かつ、維持保全計画・履歴の作成 ② 工事後における、劣化対策、省エネルギー性及び耐震性の確保 ③ ②等の性能向上、三世帯同居対応、子育て世帯対応、防災性・レジリエンス性能の向上にあたる改修のいずれかへの該当 ※ インスペクション、リフォーム履歴情報の作成、維持保全計画の作成、リフォーム瑕疵保険の保険料を含む。 ※ 上記①・②・③を満たす改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。 ■ 交付額 <table> <tr> <th>補助対象</th><th>補助割合</th></tr> <tr> <td>設計・改修</td><td>評価基準 800,000円/戸 【定額】 認定基準 1600,000円/戸 【定額】</td></tr> </table> ※ 三世帯同居、子育て世帯等、既存住宅購入の場合は500,000円/戸加算 ※ 国・地方で1/2ずつの負担	補助対象	補助割合	省エネ診断	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2	設計・改修	省エネ基準 300,000円/戸 【定額(交付対象費用の4割を限度)】 ZEH水準 700,000円/戸 【定額(交付対象費用の8割を限度)】	補助対象	補助割合	設計・改修	評価基準 800,000円/戸 【定額】 認定基準 1600,000円/戸 【定額】	建築物 省エネ型 ■ 対象事業 省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用 ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。 ※ 「省エネ基準」又は「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。 ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。 ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。 ■ 交付率 <table> <tr> <th>補助対象</th><th>補助割合</th></tr> <tr> <td>省エネ診断・設計</td><td>(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2</td></tr> <tr> <td>改修</td><td>(民間) 国と地方で23%、民間77% (地方) 国11.5%、地方88.5%</td></tr> </table> 【補助限度額】 <table> <tr> <th></th><th>補助限度額</th></tr> <tr> <td>省エネ基準</td><td>5,600 円/㎡</td></tr> <tr> <td>ZEH水準</td><td>9,600 円/㎡</td></tr> </table> ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施	補助対象	補助割合	省エネ診断・設計	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2	改修	(民間) 国と地方で23%、民間77% (地方) 国11.5%、地方88.5%		補助限度額	省エネ基準	5,600 円/㎡	ZEH水準	9,600 円/㎡
	補助対象	補助割合																						
省エネ診断	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2																							
設計・改修	省エネ基準 300,000円/戸 【定額(交付対象費用の4割を限度)】 ZEH水準 700,000円/戸 【定額(交付対象費用の8割を限度)】																							
補助対象	補助割合																							
設計・改修	評価基準 800,000円/戸 【定額】 認定基準 1600,000円/戸 【定額】																							
補助対象	補助割合																							
省エネ診断・設計	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2																							
改修	(民間) 国と地方で23%、民間77% (地方) 国11.5%、地方88.5%																							
	補助限度額																							
省エネ基準	5,600 円/㎡																							
ZEH水準	9,600 円/㎡																							
お問合せ	国土交通省住宅局住宅生産課 電話 :03-5253-8111 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shienjigyo_r7-04.html																							

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	既存建築物省エネ化推進事業	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和8年(2026年)6月19日～令和8年(2026年)7月31日		
事業概要	既存住宅の躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入等、省エネ改修工事に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜補助対象＞ 省エネ改修工事（併せて実施するバリアフリー改修工事）、エネルギー使用量の計測等に要する費用 ＜対象者＞ 住宅取得者等 ＜補助率等＞ 補助対象工事の1/3、上限5,000万円/件（設備部分は2,500万円まで） ※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事に係る補助額として2,500万円または、省エネ改修にかかる補助額を限度に加算 【イメージ】 躯体の省エネ改修 天井、外壁等(断熱) 開口部(複層ガラス、二重サッシ等)等 断熱材(例:グラスウール) 高効率設備への改修 空調、換気、給湯、照明等 高効率空調設備 LED照明 高機能換気設備 バリアフリー改修※ 廊下等の拡幅 手すりの設置 段差の解消等 省エネ性能の表示 スロープの設置 ※省エネ改修工事に併せて実施するもの		
お問合せ	既存建築物省エネ化推進事業評価事務局 https://kizon-shoene.mlit.go.jp/kaishu/		

事業名	賃貸集合給湯省エネ 2026 事業 (住宅省エネ 2026 キャンペーン)	行政機関名	経済産業省
募集期間	申請タイプごとに異なる～予算上限に達するまで(遅くとも令和8年(2026年)12月31日まで)		
事業概要	既存賃貸集合住宅のオーナー等が、従来型給湯器を補助対象である小型の省エネ型給湯器(エコジョーズ/エコフィール)に交換する費用の一部を補助(リース含む) ※申請は施工業者(工事請負業者)又はリース事業者が実施		
支援内容	＜対象者＞ 賃貸集合住宅の所有者等 ＜対象設備＞ (1)潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) (2)潜熱回収型石油給湯機(エコフィール) ※令和7年11月28日以降に着工のもの ＜補助率及び補助額＞ ・追い焚き機能なしエコジョーズ/エコフィールへの取替:5万円/台 ・追い焚き機能ありエコジョーズ/エコフィールへの取替:7万円/台 ※補助対象となる給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、以下に該当する工事を実施する場合、その工事方法に応じた定額(3万円/台)が加算。 ・追い焚き機能なしエコジョーズ/エコフィールに共用廊下を横断するドレン排水ガイド敷設工事 ・追い焚き機能ありエコジョーズ/エコフィールに浴室へのドレン水排水工事(三方弁工事、三本管(二重管含む)工事)		
お問合せ	住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話:0570-081-789(ナビダイヤル)03-6629-1646(IP電話等) https://chintai-shoene2026.meti.go.jp/		

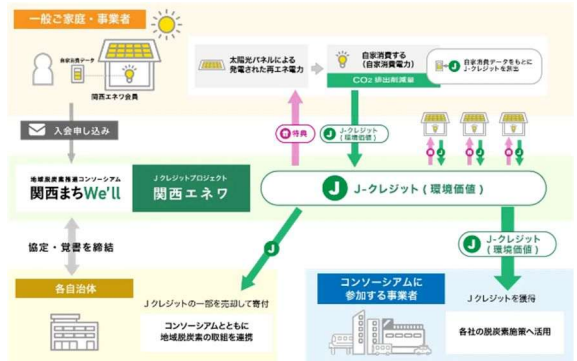
STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅、建築物等の脱炭素化

事業名	住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度 (住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資)	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月1日		
事業概要	自ら居住する県内住宅に対象設備を設置する方に、県が業務提携する金融機関から、設備の設置に係る資金を低利で融資		
支援内容	＜対象者＞ ・自ら居住する新築・既築住宅に下記対象設備を設置する兵庫県民の方 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和9年3月末までに融資を必要とする方 ・融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方（各融資機関の審査による） ・うちエコ診断（うちエコ診断Webサービス等の環境省が認定した家庭エコ診断を含む）を過去1年以内に受診していることを県が確認した方 ＜対象設備＞ ・住宅用太陽光発電設備(10kW未満)・家庭用燃料電池(エネファーム)・家庭用蓄電池(電気自動車充給電設備(V2H)含む)・家庭用太陽熱利用設備(自然循環式又は強制循環式)・内窓または複層ガラス、外窓交換、ドア交換・家庭用ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート等)・家庭用潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)・家庭用潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)・断熱化工事(外壁、屋根、天井、床)・省エネ化工事(冷暖房設備等※) ※省エネラベル評価が5つ星の設備、LED照明、節水型トイレ、高断熱浴槽、換気設備 ＜融資金利及び償還期間＞ 0.8%(融資期間を通じて固定金利) ※融資金利以外の保証料等は各融資機関にお問い合わせ下さい。 ＜償還方法＞ 元利均等月賦償還(毎月の均等償還)または、元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還(ボーナスでの償還)の併用。 ※融資額の一部を繰上償還することはできません。 ＜融資限度額＞ 1件当たり50万円以上500万円以内(複数の設備を設置する場合はその合計額)、償還期間10年以内 *取扱可能な融資限度額は、融資機関により異なります。詳細は各融資機関でご確認ください。		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3284 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/youushi2017.html		

事業名	子育て世帯等の新築・中古戸建住宅取得補助	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和8年(2026年)4月1日～令和8年(2026年)12月28日		
事業概要	若年夫婦世帯及び子育て世帯が本市の子育て住宅促進区域内において、戸建住宅を取得するために要する費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 若年夫婦世帯又は子育て世帯 ※その他要件あり ＜対象住宅＞ ①新築 子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅（敷地面積・延べ面積いずれも100㎡以上）であり、安全性の基準を満たした2階建て以下の長期優良住宅 ※その他要件あり ②中古 子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅（敷地面積・延べ面積いずれも100㎡以上）であり、安全性の基準を満たし、建物状況調査を受けている住宅 ※その他要件あり ＜補助金額＞ ①新築住宅 200万円 ②中古住宅 60万円 ※詳細は以下にお問い合わせください。		
お問合せ	尼崎市都市整備局住宅部住宅政策課 電話：06-6489-6608 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/sumai/konyu/1038361.html		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(5)その他

事業名	J-クレジット制度	行政機関名	—
募集期間	購入方法により異なる		
事業概要	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO ₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度		
支援内容	<内容> ・ ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を他者へ売買可能な「J-クレジット」として認証 ・ 認証されたクレジットは、購入することができ、温対法報告における排出係数の調整やカーボン・オフセット等、様々な用途に活用可能 ・ クレジット購入代金は、クレジット創出者に還元され、さらなるCO₂等の排出削減・吸収の取組や、地域活性化等に活かすことが可能		
お問合せ	みずほ総合研究所 サステナビリティコンサルティング部 J-クレジット制度事務局 https://japancredit.go.jp/		

事業名	関西エネワ（J-クレジット制度の活用）	行政機関名	尼崎市
募集期間	随時		
事業概要	尼崎市と関西まち We' ll（阪急電鉄・JR 西日本ほか）が連携・協力し、ご自宅・事業所の太陽光パネルで発電した電力の自家消費分を用いて、環境価値からJ-クレジットを創出する取組		
支援内容	<対象者（入会資格）> 太陽光パネルを設置してから2年以内もしくは2年以上経過しているが蓄電池などの追加設備を導入してから2年以内の方（ただし、設置の際に環境省の補助金を使用していない方） <特典> ①一般のご家庭の方 4,000円相当の商品カタログの中から好きな商品（商品券やデジタルポイントなど） ②事業者の方（クレジット2トン以上の場合のみ） クレジットを一部売却し、売却金額を謝礼金として送金   ※ J-クレジット制度とは 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度 		
お問合せ	株式会社バイウィル 関西エネワ運営事務局 電話：0120-280-455 https://kansai-machiwell.jp/enewa/		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(5)その他

事業名	地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業 (省エネ行動であま咲きコインをためよう)	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月12日		
事業概要	CO ₂ 削減につながる特定の行動(省エネ行動)を行うと、CO ₂ 削減内容に応じて地域通貨ポイントを付与		
支援内容	<対象となる省エネ行動> (1) 省エネ家電買い替え ①空調機を省エネ基準達成率100%以上の機種(目標年度2027年度)への更新:2,500ポイント ②冷蔵庫を省エネ基準達成率100%以上の機種への更新:3,000ポイント ※更に、空調機、冷蔵庫を尼崎市内の「ひょうごスマートライフマイスター店」で購入した場合は、付与ポイント数が2倍になります。 (2) エコ通勤(阪神バス定期券(250円区間*(通勤6カ月))を新規購入(1人1回限り):3,000ポイント *料金改定があった場合は、改定後の額の区間を対象 ※過去に付与された方は対象外。 (3) あまがさき環境オープンカレッジへの来館:20ポイント (4) あまがさき環境オープンカレッジが主催もしくは企画した環境学習イベントへの参加:20ポイント (5) うちエコ診断の受診(1世帯年1回限り):500ポイント (6) 電気の選択(CO₂フリーの電気の契約・利用)(1年間(計12回)限り):900ポイント/月 (7) 市内ステーションでのEVカーシェア利用:200ポイント/利用 (8) エコカーの購入:7,000ポイント (9) 電気使用量削減:最大1,500ポイント <ポイント付与対象者> (1)(2)(5)(6)(8)(9):市内在住者 (3)(4)(7):どなたでも		
お問い合わせ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話:06-6489-6301 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/1033780/index.html		



事業名	給水機設置によるマイボトル普及促進事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	随時		
事業概要	尼崎市市内においてプラスチックごみ削減の取組として給水機を設置し、給水スポットとして開放する民間事業所等を募集		
支援内容	<募集内容> 尼崎市市内において給水機を設置し、給水スポットとして開放していただける民間の事業所等を募集。 設置した場合、本市の給水スポットとして登録・ホームページ等に掲載。 <条件等> ・市民等が自由に出入りでき、ある程度給水機が利用されることが見込まれる屋内施設であること。 ・設置・運用にかかる費用は事業者負担。 <その他> 市内の給水スポット一覧など詳細はお問合せのHPをご確認ください。		
お問い合わせ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話:06-6489-6301 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/hozen/1024855.html		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(5)その他

事業名	SDGs 企業登録事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	随時受付		
事業概要	SDGs 達成に資する取組を行うと宣言した企業や団体を「あまがさき SDGs パートナー」及び「あまがさき SDGs リーディングパートナー」として登録し、宣言内容の市 HP への掲載による広報・PR や、その他登録特典などにより、SDGs 取組の推進を支援		
支援内容 	<対象者> ・市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う法人等（個人事業主、NPO 法人、学校法人等を含む） ・市税の滞納をしていない者 <登録特典> ・登録書、専用ロゴステッカーの交付 ・ロゴマークの使用許可（データ提供） ・交流会「SDGs パートナーミーティング」への招待 ・市内学校向け SDGs 学習支援活動について参加提案 ・兵庫県信用保証協会による「SDGs 支援保証『ステップ』」の利用が可能（通常の保証率より平均 20%割引、保証期間が最長 15 年、既に実行済みの保証協会付融資を借換可能） <登録方法> ・所定様式にて「経済・社会・環境」の 3 側面全てにおいて SDGs 達成に向けた取組を宣言し、下記財団へ提出 <登録期間> ・登録完了日から 2 年間（宣言内容の取組報告書提出による更新制）		
取組紹介 	 あまがさき SDGsパートナー		
お問合せ	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課 電話：06-6488-9565 ・支援内容 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi_josei/keiei_sien/1020178/1017058/1020533.html ・取組紹介 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/1022002/1033487.html		

尼崎市気候非常事態行動宣言

令和3年（2021年）6月5日

近年、私たちは過去に経験をしたことのないような豪雨、猛暑などに見舞われており尼崎市を含め日本各地で地球温暖化が一因とされる異常気象による被害が発生しています。そして、地球温暖化による影響・被害は、私たちの生活だけでなく自然環境にも及んでおり、すべての生き物の生存基盤を脅かす危機だといえます。

こういった危機を引き起こした主な原因は私たち一人ひとりの人間の活動によって排出された二酸化炭素であるとされており、世界ではパリ協定の下に工業化以前からの気温上昇を2℃より低い状況に保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求するための取組が始まっています。

私たちは、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことをここに宣言します。

- 2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で50%程度削減することを目指します。
- 消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、再生可能エネルギーなどへの転換を目指します。
- 一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指します。
- 地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します。



あまがさきエコカンパニーネットワーク通信(「エコカネ通信」)のご案内

尼崎市では、事業者・行政が相互に連携・協力し、それぞれの立場で環境保全活動に取り組んでいただくために、環境保全活動に関心のある市内の事業者・団体を対象にネットワークを作り、その一環としてあまがさきエコカンパニーネットワーク通信(「エコカネ通信」)を毎月、会員のみなさまに配信しています。

「エコカネ通信」では、尼崎市が実施する補助事業・イベント等の最新情報をはじめ、省エネ・省CO2 支援制度～補助金ガイドブック～で紹介した国や県の補助制度の気になるその後の情報や法令の改廃、国際情勢や国の政策動向を踏まえて開催される説明会や講演会などのイベント情報を会員のみなさまにいち早く、また、タイムリーにお届けします。

ぜひ、エコカンパニーネットワーク会員にご登録いただき、「エコカネ通信」をご購読(無料)ください！

尼崎市ホームページ



<対象>

尼崎市内に事務所または事業所を置く企業、団体

<申込方法>

右記 QR コードから、申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、ファックスまたは電子メールで環境創造課までお送りください。

<送り先>

尼崎市経済環境局環境部環境創造課

ファックス番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp



～尼崎市環境部のインスタ始めました～

作成・発行

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課 （市役所中館 9 階）

住所：尼崎市東七松町 1－23－1

TEL：06－6489－6301／FAX：06－6489－6300

e-mail：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp



Instagram

